

令和4年度第1回静岡県事業評価監視委員会 会議録

日 時	令和4年8月17日（水） 午後1時00分から午後4時54分
場 所	静岡県庁別館2階第1会議室BCD
出席者 職・氏名	○委員 今泉 文寿（静岡大学大学院農学部生物資源学科教授） 大石 哲（神戸大学都市安全研究センター教授）【委員長】 加藤 亮（東京農工大学農学研究院教授） 加藤 裕治（静岡文化芸術大学文化政策学部教授） 久留戸 涼子（常葉大学教育学部教授） 寺部 慎太郎（東京理科大学理工学部教授） 服部 乃利子（静岡県地球温暖化防止活動推進センター次長） 宮田 逸江（弁護士） (敬称略、五十音順) ○事務局 森本交通基盤部理事、勝又交通基盤部理事、森見交通基盤部理事、清水経済産業部理事 他
議 題	会議内容 (1) 再評価対象事業の審議 (2) 事後評価対象事業の審議
配布資料	・次第 ・座席表 ・委員名簿 ・委員会スケジュール ・資料-意見募集 ・再評価のパワーポイント資料 ・事後評価のパワーポイント資料 (資料1～資料8は事前配布済み)

午後1時00分開会

北堀建設政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回静岡県事業評価監視委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、事務局を代表し、交通基盤部理事の森本より、ご挨拶を申し上げます。

森本交通基盤部理事 静岡県交通基盤部理事の森本でございます。

令和4年度第1回静岡県事業評価監視委員会の開会に当たり、事務局を代表して一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、それから猛暑の中、本委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会は、土木、農地、森林などの各分野における静岡県の公共事業に関する県が実施する事業評価に対しまして、それぞれご専門の立場から客観的にご意見を伺う場として、平成10年度に設置され、今年度は25回目となります。

事業評価のうち、まず再評価の目的は、事業期間が長い事業などを対象とし、社会情勢の変化等を踏まえて事業計画の妥当性を確認し、より効果的に事業を進めるためであります。

そして事後評価は、事業完了後一定期間が経過した事業の効果等を確認することにより、今後の事業の進め方等に生かすものであります。

本日は、対象41事業のうち13の代表事業について説明し、皆様にご審議をいただくものです。県民の皆様から広くご意見募集をしたところ、100件を超える多くのご意見をいただいております。特に県民の皆様のご関心の高い事業も含まれておりますことから、十分なご審議をお願いいたします。県が自ら行った評価を本委員会の皆様にご審議いただくことは、事業評価の客観性と透明性を確保するため大変重要であると認識しております。

本日は、長時間のご審議となりますが、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

北堀建設政策課長 議事に先立ちまして、お手元に配付しました資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

北堀建設政策課長 それでは、まずクリップどめの資料をご覧ください。クリップどめの資料の4枚目でございます。委員名簿をご覧ください。

昨年度と同様、第12期の9名の委員の皆様にご審議をお願いしております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

また、本日の委員会でございますが、9名の委員のうち8名が出席されておりますので、委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らし、定足数を満たしていることをご報告いたします。

事務局からの説明は以上となります。ご質問等ございますでしょうか。

それでは議事のほうに移ります。

ここからの議事進行は、大石委員長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

大石委員長 皆様こんにちは。本日は、令和4年度第1回静岡県事業評価監視委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。この委員会では、例年非常に充実した議論をさせていただいて、最後の一文、句読点の位置まで確認するというを行なってきたところであります。今回もそれにならって、皆様の積極的なご意見をいただきながら、充実した議論をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。ま

た、先ほど理事からもお話ありましたように、本日は議案がかなり多くなっておりまして、ご意見がある方は、速やかに発議していただきますように重ねてお願い申し上げます。

それでは着座にて議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは議事に入りたいと思います。

初めに、委員会運営要領第4条の規定によりまして、本日の議事録署名人を服部委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは次に、評価対象事業と審議の進め方について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 初めに、審議の進め方について事務局よりご説明を申し上げます。

審議は、まず再評価、それから事後評価の順でお願いをいたします。

再評価の対象事業についてご説明いたします。皆様のお手元でございます黄色の冊子のインデックス資料1、「令和4年度公共事業再評価対象事業一覧表」をご覧ください。全部で再評価32事業についてご審議をお願いいたします。これら32事業のうち、本日は右から3列目に「◎」がついています7事業について、代表してご説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

なお、再評価対象事業につきましては、審議の参考とするため、県民意見として自治会等の事業関係者への聞き取りと、一般県民の方を対象とした意見募集の2つの方法で行なっております。聞き取り等による意見につきましては、意見の概要とその対応方針を、黄色い冊子の資料5のほうにまとめてございます。また確認ください。

それから、県民に対する意見募集につきましては、クリップどめ資料の6枚目。「資料－意見募集」があります。こちらをご覧ください。

今年度は、7月13日から8月12日までの1か月間、広く県民の皆様へ意見募集を行ないました。周知方法等は記載のとおりでございます。その結果、計100名の方から延べ128件のご意見をいただいております。件数の多い事業といたしましては、30番の沼津駅付近連続立体交差事業が84件、10番の一級河川沼川の河川改修事業が19件の意見をそれぞれいただいております。本日の第1回委員会では、いただいたご意見を一覧表にした資料を、この資料の後ろに添付してございます。

今後、いただいた意見に対する県の考え方の整理を進めまして、整理ができた段階で委員の皆様へ資料提供をさせていただきます。また、整理した資料は、本日の第1回委員会の審議結果とともに、11月15日を予定しております第2回委員会の資料としてお示しをさせていただきます。

次に、事後評価についてご説明をいたします。先ほどの黄色の冊子のほうに戻りまして、資料3、「令和4年度公共事業事後評価対象事業一覧表」をご覧ください。

本年度は9事業について審議をお願いいたします。これら事業のうち「◎」がついてございます6事業について、代表してご説明をいたします。

各事業の審議につきましては、再評価、事後評価ともに1件当たりの審議時間を、説明7分、議事8分の計15分を目安とさせていただきます。

次に、昨年度の意見書に対する取組状況についてご報告いたします。黄色の冊子の一番最後、資料8をご覧ください。

再評価、事後評価、それぞれの取組について、昨年ご意見をいただきました。その内容は資料に添付されてございます。それぞれ再評価、事後評価、2つ付帯意見をいただいております。

再評価については2つ。1つ目が8－5ページ以降です。8－6、8－7をご覧ください。1つ目といたしまして、近年激甚化する水災害に対する取組の推進のご意見をい

ただいております。

こちらにつきましては、流域治水の取組として、中段でございます、県内で重点的に河川整備を進める44水系において流域治水プロジェクトを策定し、あらゆる関係者が協働して効果的な浸水被害対策を推進するよう取組を進めてございます。また、下段にありますとおり、治水効果の効果的なPRといたしまして、広報紙を活用したPRを広く行なうとともに、流域自治会と直接対話することなどによりまして、より深く事業効果をPRするなどの取組に努めてまいります。

資料の8－10、2つ目をご覧ください。2つ目といたしまして、新たな橋梁やバイパスを整備する道路改良事業、街路整備事業における効果の最大化に向けた取組の推進に関するご意見をいただいております。

取組内容としては、事業の実施に当たり、国や市との連携を図ることにより、隣接する市道の整備推進や国による防災機能の向上をさせる施設整備など、効果を最大化する取組を進めております。道路の利用促進に向けた広報にも、下段にありますとおり取り組んでおりまして、今後も早期の効果発現に向けた事業実施を推進してまいります。

それから、事後評価につきましても2つ付帯意見をいただいております。資料の8－11以降、8－12ページからご覧ください。

事後評価の1つ目といたしまして、農地整備事業等におけるスマート農業の導入や、その他地区への拡大など、先進的な取組の推進に関しご意見をいただいております。こちらにつきましては、平成29年度から袋井市等で水管理労力の軽減を目的とした自動給水栓導入の実証実験を開始し、昨年度までに農家が操作性を試行するトライアルリースを5市8経営体で実施するなどの取組を拡大させております。今後もこうした取組の対象拡大ですとか、ICTの水田水管理システムの実装化、それから下にありますような自立走行ロボットの導入。こういったことなどによってスマート農業の取組を推進してまいります。

資料の8－14ページをご覧ください。港湾、漁港の環境整備事業において、にぎわいの創出や交流の促進、また地元のNPOなどとの協働による適切な維持管理。こういったことを踏まえた持続可能な事業効果の発現に向けた取組の推進についてご意見をいただいております。これまでも田子の浦港のみならず公園では、地元のNPO法人や住民団体などと植樹・花壇づくりを定期的に行なうなど協働の取組を進めており、また下段にありますとおり、清水港新興津の緑地整備事業では、こういった緑地の一部を民間業者に貸し出すなど、維持管理を含めた土地活用なども行なっております。

今後も、各港湾・漁港の利用形態に合わせた持続可能な事業効果の発現に取り組んでまいります。

以上、取組を説明させていただきました。

事務局からの説明は以上で終わります。

大石委員長 ただいま事務局から審議案件、それから会議の進め方などにつきまして説明がありましたが、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、ご意見ないようですので、審議は再評価、事後評価の順に進めさせていただきます。

では、再評価につきまして説明をお願いします。事務局からも説明がありましたが、1件当たりの審議時間は、質疑を含めておおむね15分程度を目安とします。ご協力をお願いいたします。

初めに、街路事業につきまして説明をお願いいたします。

佐藤街路整備課長 街路整備課長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の代表事業説明の資料の(再)－43ページの上段をご覧ください。PowerPoint

の資料でございます。画面でも同じものが出てまいります。よろしくお願いたします。

今年度、都市局所管の再評価は、番号30、31、32の3件が対象になります。そのうち代表箇所として、30番、J R 東海道本線・J R 御殿場線沼津駅付近連続立体交差事業を説明いたします。

本事業は、昨年、令和3年度に再評価にお諮りし、継続となっております。今年度は、昨年度から鉄道事業者と進めてまいりました施工計画の精査の結果、事業費、事業期間を大きく変更する必要が生じたことから、改めて再評価にお諮りするものでございます。

(再) - 44ページ下段でございます。「事業概要」です。

本事業は、沼津駅付近の東海道本線3.7km、御殿場線1.6kmの高架化により、13か所の踏切を除却し、8本の幹線道路の平面交差化と南北市街地の一体化を図るものでございます。

45ページ上段です。下の図が、鉄道高架区間を縦断的に見た図でございます。鉄道を高架化するので、下の道路は平面で鉄道と交差します。

下段をご覧ください。現在の沼津駅周辺の状況でございます。駅周辺の各ガードでは慢性的な交通渋滞が発生しています。また、大雨による冠水や線形不良等による事故により、たびたび通行止めが発生する三つ目ガード、あるいは自転車を押さないと通れないあまねガードにつきましては、構造上の問題があります。

46ページ上段です。このような駅周辺の都市構造と交通課題を抜本的に解決し、県東部の拠点都市にふさわしいまちづくりを進めるべく、県と沼津市は連続立体交差事業など6つの事業で構成する沼津駅周辺総合整備事業を進めております。

下段をご覧ください。また沼津市では、少子高齢化を見据えた持続可能なまちづくりといたしまして、コンパクト+ネットワーク型の都市形成を目指し、各種施策を進めています。中でも連続立体交差事業は、県東部拠点のまちづくりのベースとなる事業でございます。

47ページ上段、「事業の進捗状況」です。

令和4年度末の見込みで、事業費ベースの進捗は6.4%、高架本体の用地取得率は89.5%です。長年の懸案でございました貨物ターミナルの移転先用地の取得が令和3年2月の代執行をもって完了し、令和3年度から鉄道施設の詳細設計に着手しました。今年1月には沼津市が造成工事に着手しています。

下段をご覧ください。高架区間では用地取得や埋蔵文化財調査を進めております。また、事業P R と併せ、市民の意見を聞き取る「まちかどトーク」というものを実施しておりますが、それで寄せられた意見のうち、おおむね9割の方が事業継続に賛意と期待を示しております。

48ページ上段、これまでの計画と変更計画の事業費の比較でございます。全体事業費としまして、787億円から1,034億円になり、247億円の増額となります。

主な増加要因です。これまでの全体事業費は、当初事業認可を受けた平成18年度時点のものでした。そのときからこれまでの建設費の物価上昇によるものが約179億円になります。次に、東日本大震災を契機とした耐震基準の改正に伴い、構造物の部材がサイズアップしたことや、西日本の脱線事故を契機とした安全基準の改正に伴い必要となった更新設備が当初計画以降に設置されたことにより、それらの機能を高架施設に確保するための増額が約95億円となります。その他、施工計画の精査が必要となりました仮設設備の変更により約14億円の増額となります。

一方、コスト縮減も図っておりまして、新車両基地におきましては、検査、修理用の建物の規模やブルートレインの廃止に伴うレール長の見直しなどをしております。さらに、新貨物ターミナルでは、工事ヤードの見直しなどを行ない約41億円のコスト縮減を

図ったものの、トータルとしては247億円の増額となりました。

次に、事業期間でございます。設計が進みまして各工区の施工計画を精査した結果、完了が令和23年度となりました。例えば新車両基地では、アンダーパスする都市計画道路との工事調整や供用開始前の運用試験における保安確保のため、当初計画より2年半ほど期間が延びております。新貨物駅につきましても同様に1年半延びておりますが、その分、高架本体の工事着手を相対的に前倒しすることによって、できる箇所から進めるよう配慮はしております。

続いて49ページ上段、本事業の費用対効果でございます。

これらの事業費、事業期間で改めて算出した結果、B / Cは昨年の1.15から1.10になりました。昨年と同様、国のマニュアルに沿って算出しておりますが、今年2月にマニュアルが改訂され、自動車類、歩行者の時間価値の原単位が大きくなりました。また、施工計画の精度が上がり、事業途中の段階的効果が発現する時期が明確になりましたことから、高架切り換えによる踏切延長の短縮などの段階的便益等を新たに計上しております。

下段でございます。本事業の事業効果としては、マニュアルに沿った便益のほか、緊急車両の交通の円滑化や歩行者・自転車の安全性、利便性の向上。50ページ上段のような高架下空間の有効活用や駅利用者の利便性向上。下段のような踏切停車時のアイドリング解消によるCO₂削減など数多くございます。

51ページ上段、「今後の事業の進捗見込み」でございます。

貨物駅移転先用地の取得が完了し、周辺整備も含めて順調に進んでおります。新たなコスト縮減としては、今後の実施レベルの検討において、さらなるコスト縮減を図ってまいります。

最後に、下段の「対応方針(案)」でございます。本事業をはじめとする沼津駅周辺総合整備事業の推進により、駅周辺の課題が解決し、コンパクト+ネットワークの基盤が構築されます。さらに沼津市が目指すウォークアブル、カーボンニュートラルなどの施策との相乗効果によって、県東部の持続可能な拠点都市が形成されていくものと期待されます。今回、事業費の増加や事業期間の延伸はございますが、投資効果も十分見込まれることから、事業継続すべきと考えます。

以上が本事業の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま街路事業の案件について説明がありました。ご質問やご意見をよろしくお願いたします。

では久留戸委員、お願いたします。

久留戸委員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、パブコメの意見に関しては、それぞれ返答を個別にされるのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。北堀建設政策課長 パブコメの意見に関しまして、県の考え方でございますが、先週まで応募期間がございまして、現在取りまとめた速報を今回資料として添付させていただきましたので、県の考え方について整理をした上で、委員の皆様方にまたその資料をお送りさせていただきます。第2回の委員会のときに、改めて資料としてお付けさせていただきます。以上です。

久留戸委員 ごめんない。質問の意味は、パブコメで意見を出した方に、その意見に対する県の回答をするのでしょうかという。

北堀建設政策課長 個別ということではなくてですね、いただいた意見に対する県の考え方というのは、この事業評価監視委員会の資料とともに公表させていただくというこ

とで考えております。

久留戸委員 結構反対というか、そういう意見もあったわけですけども、その意見に対して、「これはこうだから、こうじゃないんだよ」みたいな感じで、向こうが納得されるような形での対応をされるわけじゃなくて、全体としてされるということですか。

北堀建設政策課長 個別意見としてでも回答することはできますので、意見はたくさんございますので、同様の意見についてはまとめてお答えして、個別意見についてまたそれぞれ回答していくということで考えています。

大石委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

服部委員、お願いします。

服部委員 私も、今のパブリックコメントの件になると思いますが、やはり反対意見は非常に具体的に書かれているということもありますし、これを県としてまとめられるというのはよく分かるのですが、今までの周知、広報の仕方。私、今年まだ2回目なものですから前回の評価のことが分からないということもあるのですが、周知、広報だったり、説明会では、先ほど9割の方というご意見も聞きましたけれども、さらに今回増えたことで、今回再評価するということですので、これに対してどう皆さんに対して周知、広報、あるいは説明会、こういったことを考えていくのかということ、もう決まっているのでしょうか。

大石委員長 ありがとうございます。県からのご説明をお願いします。

佐藤街路整備課長 ご質問ありがとうございます。

反対を示した方と、それから賛成を示した方、今回大体1対1で同じぐらいの数をいただいておりますけれども、本事業は、歴史が長いものですから、以前から広報活動というのはやってございます。

例えば私どもはパブリック・インボルブメントということで、県民、市民の皆様と、どういう事業が一番有効なのかというような議論をさせていただきました。そういった議論の中で、最終的に今の鉄道高架をする案が最適としております。

パブリック・インボルブメントの活動自体は、平成23年から25年まで行なっております。そういった活動をやって、その上で、さらにその後も、事業の周知活動といたしまして、沼津市内のスーパーやショッピングセンター等で、県民の皆様への事業説明ですとか、ご意見を伺う趣旨で、「まちかどトーク」という取組をしております。それをこれまで44回開催しております。また、市内の高校、専門学校を対象にした出前講座を11回やってきており、私どもも事業PR活動に努めております。その他にも、広報紙を発行したり、SNSでそういった発信をしております。

服部委員 はい、ありがとうございます。

あと、沼津市の姿勢というか、財政のことも含めて、すごく反対意見の中で増えたことによる、沼津市民の方の財政の逼迫みたいなものも訴えられていたのですが、沼津市の姿勢というのはいかがなものなのでしょう。

佐藤街路整備課長 ありがとうございます。

沼津市さんにしましても、市と県と連携して行う事業でございますので、今回事業の継続という県の方針に対しては、同様に市も同じ方針であるという意見をいただいております。

ただ、市民の皆様からご心配されている、市の財政的な見直しについては、全体の精査作業を進めていただいております。そうした中で高架をやっていく、継続していくという前提の中で精査をしていただいているという状況でございます。

加藤（裕）委員 よろしいですか。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤（裕）委員 今の服部委員からの意見に付け足しなのですが、パブリックコメントのほうをざっと読ませていただいて、ご不安な点というのは、やはり事業費が増額しているということと、財政を圧迫するんじゃないかということで、この事業だけに税金を投下することが果たして最良なのかどうかというご意見がすごく多いと思うのですよね。

先ほどからPRの話にもなっているかと思うのですが、どちらかというところ、この事業の未来性についてのところはかなりPRされているかなと思うのですが、全体として見させていただいて、やはり財政への圧迫であるとか、全体的にこの事業費の増加がどういうことであるかという、その観点みたいなものが、比較的まだPRの内容として打ち出されていない部分もあるのかなと思いますので、こういう部分に関しては、恐らくしっかりと説明するようなPRの方法というのも一方で考えていく。この事業の未来性についてはかなりPRされているなど、ちょっとホームページ等も見させていただいてあったと思うのですが、そういう面がちょっと不安になられている原因のかなと感じました。意見でした。

大石委員長 ありがとうございます。

私も同様のことを感じましたので、その点については、今後第2回に向けて説明資料等作成をお願いしたいと思います。

そのほかございますでしょうか。寺部委員、お願いします。

寺部委員 2つ質問があるのですが、1つ目は、まちかどトークは、結構PIの時期にたくさんやってたと思うのですよね。全体で31回ということなのですが、最近ここ数年は年何回ぐらいやってるのですか。年1回ぐらいですかね。何かそういう数字があれば知りたいです。

2つ目は、パブコメの中に「資料を出してくれない」ということがあったのですが、パブコメで市民の皆さんに開示している資料というのは、どんなものですか。今回のこういった資料と同じようなレベルなのか。どのような情報を出しておられるのかを知りたいです。

以上、2点です。

佐藤街路整備課長 ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の、最近のまちかどトークの開催回数でございますけれども、ちょっと年によってばらつきはあるんですが、2回から5回はやっております。

寺部委員 1年間に？

佐藤街路整備課長 年間です。そのくらいは少なくともやっております。5年ほど前に多いときには7回ぐらいやった記憶がございます。

寺部委員 はい。PIのときは多かった。

佐藤街路整備課長 それが1つ。あと、市民の方から反対意見の中で「資料が開示されない」というようなお話がございますけれども、これは今回の再評価の資料は当然見ていただいております。

それ以外に、例えばB/Cの根拠資料を「もっと細かいものが欲しい」というようなことをおっしゃる方がいらっしゃいました。それにつきましては、今回再評価にかけているB/C算出については委託業務でやっているのですが、その業務がまだ完了していないという状況がございましたので、そちらについては資料提供をお断りさせていただきましたが、それ以外のものについては、欲しいとご要望があったものについては、開示請求を出していただいているという状況でございます。

寺部委員 一般的に、チラシなんかで「ここに資料があります」と書いてあって、これ

で見られるものは、この総括表みたいな、このレベルのものでしょうか。

佐藤街路整備課長 それ以外に、今回先生方に見ていただいている資料一式、全部見られるようにしてあります。

寺部委員 ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

B/Cの細かいところまでというよりは、この費用の内訳とか、なぜ工費が上がったかという資料は見られるようになっていそうですね。

佐藤街路整備課長 そうですね。この調書ベースに書いてあるものは提供しています。

寺部委員 ああ、調書ベースか。はい、分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

私から1点ですけれども、こちらのパブコメの資料等についてです。

資料の整理の仕方が箇条書きにきれいになされています。

整理の際の参考にしていただきたいんですが、パブコメの中には、幾つか冒頭に「中止」であるとか「反対」であるとかといったコメントもあるので中をよく見ていくと、その項目ごとには、冒頭に書かれていることとは違った観点での指摘があるかと思えます。冒頭の「賛成」「反対」といった話以外に、「こういった観点についてはこういう県の考えである」といった形で回答するというようなことをしていただきたいなと思ったところで。お手数をおかけしますが、これだけ多くの関心があるということで、ぜひお願いします。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、街路事業につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

次に、道路事業につきまして、説明をお願いいたします。

柳原道路整備課長 道路整備課長の柳原です。よろしくお願いたします。

それではお手元でございます、代表事業説明資料、ページ番号は(再)－13をご覧ください。

道路事業6事業のうち、費用便益比が1.0を下回る、番号4の「一般国道362号 本川根～静岡バイパス」を代表事業として選定しております。

下段をご覧ください。6事業の事業位置は図のとおりでございます。

それでは、道路改良事業 一般国道362号 本川根～静岡)について説明いたします。

14ページの上段をご覧ください。

対象路線の概要でございますが、国道362号は、愛知県豊川市から川根本町を經由し、静岡市中心部までを結ぶ幹線道路です。県内区間は第二次緊急輸送路に指定されるなど、地域の産業や生活、防災面において重要な路線です。しかし、事業箇所であります川根本町小長井から富士城までの約10km区間につきましては、車両のすれ違い困難箇所や線形不良箇所が多く存在し、通行に支障を及ぼしているため、地元住民等から早期整備が求められております。

14ページ下段のほうをご覧ください。「事業概要」について説明いたします。

事業延長約10km、道路幅員8mの二車線道路で、現道拡幅やバイパス整備で行ないません。これまでに延長10kmのうち約6.9mが供用しております。事業期間は昭和56年度から令和8年度。全体事業費は255億円であり、前回評価時と比較しまして事業期間は4年延伸、全体事業費は15億円の増加でございます。

15ページの上段をご覧ください。残る未供用区間約3.1kmの整備状況ですが、2-1工区1.6km区間はバイパス区間で、橋梁を含む0.3kmの整備を集中的に進めています。

2-4工区1.8km区間のうち、残る1.5kmを2-1工区と並行し整備を進めています。

15ページの下段をご覧ください。次に、計画期間と全体事業費の変更を説明します。計画期間の延伸の主な理由として、施工に必要な借地交渉が難航したことと、道路橋示方書の改訂に伴う再検討により事業工程に遅れが生じたことの2点が挙げられます。

次に、全体事業費の増額の主な理由として、鋼材等の材料費の高騰、道路橋示方書の改訂に伴う橋梁構造の変更の2点が挙げられます。

16ページの上段をご覧ください。次に、事業投資効果のうち、費用便益比について説明します。

費用及び便益を算出したところ、総費用は526.8億円、総便益は450.2億円となり、費用便益比B/Cは0.85、経済的内部収益率EIRRは3.7%となりました。

16ページ下段をご覧ください。先ほど説明したとおり、費用便益比の値は1.0を下回る結果となりました。このため、参考ではありますが、国の技術指針ののっとり残事業に対する費用便益比を算出した結果、値は3.39となり1.0を上回ることを確認しております。

17ページ上段をご覧ください。次に、費用便益比に現れない定性的な効果として3点説明いたします。

まず、「安全で円滑な交通の確保」です。17ページ下段をご覧ください。

事業区間は、狭隘かつすれ違い困難な箇所や防災上の要対策箇所が多数存在していることに加え、雨量による事前通行規制区間に指定されております。この区間を改良することで、円滑な交通が確保されるとともに、17か所ある要対策箇所が解消または回避され、事前通行規制区間の緩和にも期待できます。

18ページ上段をご覧ください。次に、「救急医療への寄与」です。同じく下段のほうをご覧ください。

川根本町周辺から救急医療機関への搬送は、患者への負担を考慮し、搬送時間は長くなるがカーブ等が少ない大井川沿いルートでの搬送割合が8割5分となっております。事業区間の整備により、連続するカーブ等の線形不良が解消され、患者への負担が緩和されることから、搬送時間の短い国道362号ルートでの搬送増加が見込まれます。

19ページ上段をご覧ください。次に、「観光活性化への寄与」でございます。下段のほうをご覧ください。

近年、川根本町にある寸又峡の夢のつり橋や大井川鉄道のSL車両などがSNSで注目され、観光客数は、コロナ禍を除き増加傾向でございます。観光客の多くは島田方面から北上する大井川沿いルートを使用していますが、事業区間が整備され静岡市側からのアクセス性が向上することで、さらなる観光客の増加が期待でき、観光産業の活性化に寄与するものと考えております。

20ページ上段をご覧ください。「事業の進捗状況」でございます。

令和4年度末で、事業費ベースで89%の進捗を見込んでおります。

「今後の事業の進捗の見込み」でございますが、バイパス区間の残る1橋について、令和3年度より橋梁下部工に着手しております。順調に工事が進捗していることから、令和8年度の供用を見込んでおります。

「新たなコスト縮減」につきましては、擁壁構造の見直しを図ることでコスト縮減に努めてまいります。

下段をご覧ください。以上のことから、「対応方針(案)」について説明いたします。

本事業は、安全で円滑な交通の確保や観光活性化への寄与など定性的な効果が大きく、地元関係者からは早期開通を期待する声が多く寄せられております。また、費用便益比は1.0を下回る結果となりましたが、経済的内部収益率は3.7%あることに加え、残事業

に対する費用便益比は3.4と1.0を上回る結果が得られていることから、「事業を継続し早期完成を図る」との対応方針でお諮りいたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

大石委員長 ありがとうございます。ただいま道路事業の説明がありました。ご質問、ご意見等をよろしくお願いたします。

宮田委員。

宮田委員 すみません。質問なんですけれども、事業期間の変更の理由の中に、借地交渉の難航という点があります。進捗状況としては、令和3年度末時点で100%ということなんですが、これは前回の再評価以降、令和3年までの間に何か特別な事情があったということでしょうか。

柳原道路整備課長 ご質問ありがとうございます。

今回は、2-1工区の橋梁建設に当たり借地が必要となりました。ですので、今回工期のほうを延ばさせていただきます。

説明は以上となります。

大石委員長 すみません。最後のほうがよく聞き取れなかったので、もう一度お願できますか。

柳原道路整備課長 すみません。再度説明させていただきます。

今回、2-1工区で橋梁の建設を行なっておるんですが、前回再評価時は橋梁に着手しておりませんでした。今回橋梁のほうを着手しておりますので、前回から変更したところは、その借地交渉がなかなかうまくいかなかったものですから、工期のほうを延伸させていただいているということになります。

大石委員長 よろしいですか。前回の5年前までには借地交渉はしていなかったと。それに対して、今回借地交渉をしたところ、それが長引いてしまったと。この5年間で長引いてしまったけれども完了したというふうに私は理解したところですが。

宮田委員 全体の計画の中で、橋梁を建てるということ自体はもともとなかったわけではなくて、あったわけですね。すると手をつけていなかったということですか。

柳原道路整備課長 はい、そうなります。もともと橋梁はやる予定でございましたが、橋梁を着手する前に、地元の方に調整という形で入らせていただきましたが、その結果、なかなか交渉のほうがよくいかなかったものから、やむを得ず工期が延びてしまったということになります。

宮田委員 ここまでに、そうですね。山だと思うので、通常あまり一般の町とかとは違って借地が難航するって、ちょっと理解があれなんですけど、例えば相続人が多くなってわけて分けが分からなくなっちゃったとか、そういう事情があれば教えていただければと思いますけれど。

柳原道路整備課長 借地交渉の関係なんです。借地内に支障木がございまして、その補償額の交渉が難航したことが1点と、あと伐採方法、伐採の時期の調整に時間を要したということで、工期のほうが約2年ほど延びた形になります。

大石委員長 よろしいですか。

ほかの案件でも往々にしてあって、事前に着手しておけないのかみたいな。既にこういうことをするというのが決まっているのであれば、借地交渉について事前に取りかかっておけないのかといったことが、宮田先生のご質問の中に暗に含まれているかと思しますので、その点については、また第2回のときに議論をしていきたいと思します。

そのほかご意見ございますでしょうか。それじゃ久留戸委員、お願します。

久留戸委員 確認なんですけど、20ページのところの、画面のほうも確認しまして、「最後に」という下の欄なんですけれども、ここ、すみません。3つ目のところ、3.4という

ふうに、私が今いただいているものよりも3.39から変わったというのは、この短期間に0.01ポイント上がったというのは、どういうことですか。それとも、ただ単に四捨五入しただけですか。

柳原道路整備課長 20ページの3.39の値についてということですか。

久留戸委員 私の手元には「3.39」とあるんですけども画面は「3.4」となっているので、四捨五入して変えたという、ただそういうことですかね。

柳原道路整備課長 ああ、そうです。申し訳ございません。四捨五入ですかね。3.4ですね。

久留戸委員 ああ、いいです。手元のとちよつと違ったので、確認だけです。

大石委員長 そうですね。この繰り上げ等についても、一定のルールを使ってやっていただくようお願いいたします。

そのほか、ございますでしょうか。今泉委員、お願します。

今泉委員 はい。コメントですけど、この道路、川根本町に行く大変重要な道路なんですけど、実際私もここを通勤で使っていたことがあるんですけど、やはり道が狭い上に、大雨が降ると崩れてしまって通行止めになるということで、かなり問題のある道路だったと思います。なので、この事業の重要性というのは、すごく認識しているんですが、17ページの下のほうで「災害に強い道路ネットワーク」というふうなことで書かれているんですけど、実際過去にも大雨のときに通行止めになったとか、山が崩れたという事例は結構あると思うので、そういったことも含めてお示しいただけると、今後事業に対する理解というのも広がっていくのではないかとというふうに思います。

以上です。

大石委員長 事務局から。

柳原道路整備課長 ありがとうございます。

やはり山間部の道路でございます。異常気象等に対応すべき道路でございますので、そういう意味では重要性についてコメントさせていただければと思います。

大石委員長 ありがとうございます。

今非常にいい意見で、答申に合わせて、供用時間というんですか。年当たりの供用時間がこれだけ延びたいものがあると、特にこういった、B/Cが出にくいけれども非常に重要な路線については、いい説明になるかと思しますので、ぜひご検討ください。

そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。

服部委員、お願します。

服部委員 20ページの上の段に、「新たなコスト削減」というところで、「擁壁構造の見直しを図ることで、コスト削減に努めていく」とありますので、これ、どのくらいのコストの削減が見込まれるのかというもお聞かせいただければと思います。

柳原道路整備課長 ご質問ありがとうございます。

現時点で、2-4工区のほうで今地滑り地域がございまして、工法を見直しを検討していくことを今進めているところでございます。ですので、まだ金額的にはどのくらいかということ、ちょっとお示しすることができません。

服部委員 そうですね。はい、分かりました。

大石委員長 では、そこについては、鋭意適切な擁壁構造をご検討いただくということをお願いいたします。

そのほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り意見も出たかと思しますので、道路事業については以上とさせていただきます。

次に、河川事業について審議したいと思います。説明をよろしく願います。
八木河川海岸整備課長 河川海岸整備課長、八木と申します。よろしく願います。私のほうからは、河川事業についてご説明申し上げます。

代表事業説明資料の(再)－21ページからになります。

まず上段。河川海岸整備課が所管いたします再評価対象事業といたしましては、10番から16番の7件でございます。下段に参りまして、箇所的位置図でございます。代表説明箇所としては、赤字で明記いたしました「一級河川沼川河川改修事業」を選定してございます。沼川の河川改修事業については、事業規模が大きく事業期間も長期にわたるとのこと。それから事業費及び事業期間の変更もあるということから代表事例として選定してございます。

22ページをご覧ください。上段、「位置図」。事業箇所を拡大したものでございます。

沼川は、沼津市西部の愛鷹山麓を源に発しまして、富士山麓から流入する支川と合流しながら田子の浦港に流入し駿河湾に注ぐ一級河川でございます。海岸線と平行に低平地を流れる河川で、勾配は非常に緩く水はけが悪い地形的特性を持っております。

下段、「事業概要」でございます。

事業の全体計画についてですが、沼川流域では、近年でも、支川の高橋川周辺を中心に、昨年の7月豪雨等も含めてたびたび浸水被害が発生してございます。このため、高橋川を浸水常襲地区の直上流から分派させまして、沼川本川を含んで駿河湾へ直接抜ける延長約2.3kmの沼川新放水路を整備するものでございます。

23ページ、上段をご覧ください。

新放水路の整備によりまして、沼川・高橋川流域の家屋浸水被害がおおむね解消されるということになっております。こちらが氾濫シミュレーションの効果を示したものでございます。

下段に参りまして、「事業概要」の計画平面図等でございます。

新放水路の計画平面図、縦断面図、標準横断面図となっております。計画平面図につきましては、右側が上流、左側が下流となっております。新放水路は高橋川から国道1号、沼川本川、JR東海道本線、海岸堤防などを横断して駿河湾に注ぐという形になっております。

次の24ページの上段をご覧ください。「事業費の変更」についてです。

新放水路の整備に当たりまして、詳細な現地調査あるいは設計を進めていく中で、構造変更により事業費の変更が必要になったものでございます。全体事業費が、前回評価時の250億円から120億円増額により370億円となります。この事業費の増額に伴い、完了年度を令和14年度まで1年延伸するものでございます。

下段に参りまして、事業費の変更のうち最も大きな増額要素であります、暗渠構造部の整備におきます地下水対策でございます。暗渠区間の施工の際には地下水を排除する必要があるということから、当初は地下水位の低下を図る工法を予定しておりました。しかしながら、右側の図のように、函体工施工時に仮設ヤードの底盤部を、薬液注入することにより地下水を遮水し、函体工施工ヤードを確保いたしました。遮水区間については約400mございまして、工事費として約50億円の増額となります。

その他、主な増額要因に関してですけれども、次の25ページの上段が、現在施工中の海岸堤防部における鋼矢板の打ち込み工法の変更。それから、下段の左側に参りまして、最下流部の防潮水門。これから設置いたします防潮水門に、高架水槽から吐口部の堆砂対策といたしまして放流機能を追加したこと。それから、下段の右側になりますが、JRの踏切部の施工に関してです。こちらについては、当初は過去の県内での施工実績を参考に事業費を推定しておりましたが、詳細設計時のJR協議の中で、踏切への変状を

出さない対策が必要であるということで、深夜電車の通らない限られた時間での高度な施工になるとして増額になるものでございます。

次に、「事業の実施状況」です。26ページの下段をご覧ください。

まず、用地取得につきましては、沼川本川より下流の下流工区については100%、上流工区については95.9%の用地を取得済みとなっております。工事といたしましては、国土交通省への委託工事で進めております海岸堤防部、それから県施工の函体工。これは暗渠部のボックスカルバート構造のものでございますが、県施工の函体工。また、JRへの委託工事で進めているJR交差部におきましても順調に整備を進めているところでございます。

次、27ページの上段でございます。「費用対効果」についてです。

費用便益分析による投資効果についてになりますが、河川事業については、治水経済調査マニュアルに基づきまして全体事業費に対するB/Cを算出したところ2.13、経済的内部収益率については6.86%となっております。

下段に参りまして、「今後の事業進捗の見込み」です。

本事業は、本格的に放水路整備が進められているということに加えまして、昨年7月の豪雨で甚大な浸水被害も受けております。当事業に対する地元の期待は、これまで以上に高まっております。また、順調な工事進捗によりまして、放水路全体として令和14年度での通水、事業効果の発現が見込まれます。

次の28ページをご覧ください。

まず上段が、「新たなコスト縮減・代替案の可能性」ということで、新たなコスト縮減対策といたしましては、発生土の有効活用に加えまして、維持管理費用を低減するなど、完成後も含めてコスト縮減を図ってまいります。

最後に、「対応方針(案)」でございます。下段に参りまして、本事業は、投資効果あるいは事業進捗が見込まれ、さらには地元の期待も大きいということから、早期の浸水被害解消のため「事業継続」といたしております。

説明については以上となります。ご審議よろしく願います。

大石委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの河川事業について、ご質問やご意見をよろしく願います。

宮田さん、よろしく願います。

宮田委員 質問なんですけれども、事業費の変更の理由で、地下水対策の見直しというところで工法の変更ということなんですけれども、これ、当初計画のときは、こういう実態が把握されていなくて、どういう工法でやるつもりが、事実として変わっていなかったのに、なぜ当初の計画のときに盛り込めなかったのかということについて教えていただければと思います。

八木河川海岸整備課長 はい。地下水対策として、当地区については、もともと面的に地下水が豊富などところで、工場であるとか個人宅で井戸から地下水を利用しているといったところで、そこについては把握しておりました。

暗渠区間の施工の際に、どうしてもやっぱり施工する際に地下水を排除するという必要があるということから、当初については、地下水位の低下を図る工法を予定しておりましたが、地下水の影響調査を実施したところ、地下水をくみ上げることで、井戸枯れであるとか地盤沈下等の発生が懸念されました。

このため、先ほどの説明資料24ページ下段のように、函体工の施工時に仮設ヤードの底板部に薬液注入をして地下水を遮水して施工ヤードとして確保するといった工法を採用したものでございます。

以上でございます。

大石委員長 分かりますか。

宮田委員 平成29年当時は、地下水の低下を図る方法で対応が取れると思っていたけれども、詳細な調査をしたらできなかつたということが改めて判明したのでということですか。

八木河川海岸整備課長 そういうことでございます。

大石委員長 よろしいですかね。

以前も、これと全然違う案件でしたけれども、菊川のほうの高架橋のところの軟弱地盤対策で、「もともと分かっていたのか」という議論があって、宮田先生にご発言いただいていたように私も記憶していて、当初からある程度の詳細設計ができないのかというような議論をさせてもらって、まあ事業が決まらなかつたという状況ではないからできないので、これまでの現状に合わせた形の見積もりぐらいしか取れていないというような、そういう形だったように、数年前——コロナの前なので、もう5年ぐらい前になるかもしれないですけど、記憶しているところです。

公共事業の見積もり発注のことについては、かなりそういった意味では、一般の市民の方の理解を得やすいような形で、事前に相当程度見込んでおけないのかということ、そのときにも付帯意見か何かによって挙げていたかと思っただけですけども、今回もそういったことが出てきているという形ですね。より簡易な方法でできるであろうと思っただけですけども、いざやってみるとそれでは間に合わないということになっているかと思えます。そのあたりについては、また現地調査や第2回などを通じて議論をさせてもらえればと思うところです。

何か追加でご質問等あれば、お願いします。まずは、よろしいですかね。

そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。服部委員、お願いします。

服部委員 今回の宮田委員と同じなんですけど、JRさんのところでの対応も同じなんじゃないかなという。ここも踏切部というのは分かっている中で、また20億アップするというのも、もう少し当初から分かっていたら、コスト削減につながる。あるいは最初の計画の中にもっと組み込めるのではないかと疑問を同じように思いました。

大石委員長 ありがとうございます。私も、こちらのJRのほうは、相当程度分かっていたのではないかなと思っ、質問させていただこうと思っ、いたるところです。

このあたりについては、事業概要が明らかになったときに、既にこの工法を取らなければいけないということは分かったのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

八木河川海岸整備課長 はい。JRに委託をして進めている工事でございますが、当然委託をした上で詳細設計を進めてきた経緯というのがございますので、当初の全体計画を推計する際に、やはりその辺の分かり得る条件をできるだけ盛り込んで、これから全体計画、まず当初はじくときには設定していきたいと考えております。

大石委員長 ありがとうございます。まあJRのほうも、詳細に入らないと、ここでこれだけというのは分からなかつたという回答だったように理解したんですけども。そのあたりは、全体の中で議論させてもらって、付帯意見等で考えていきたいと思うところです。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。寺部委員、お願いします。

寺部委員 暗渠部分の上空利用はどうするんですか。

八木河川海岸整備課長 上部の利用については、地域あるいは市と意見交換をしながら、利活用については今後考えていきたいと考えております。

寺部委員 そのこの部分の便益は入っているんですか。

八木河川海岸整備課長 B/Cの算定上、その便益は入っておりません。

寺部委員 Bのほうに積み上げることはできるかなとは思いますが。まあマニュアル

にないのかもしれないんですけど、公園とか何かに使うことで新たな便益が生じるということであれば、何かどこかに残存価値があるかもしれないんですけど、そこに算入することはできない。まあ、しなくても2.13だからいいけど。すみません。

大石委員長 そうですね。上部は、県の持ち物でありながら市のほうに何か検討してもらおうという、そういう考え方なんです。

八木河川海岸整備課長 利活用の方法になるかと思っ、すけれども、あくまでも土地というか函体工の管理者としては河川管理者であつて、そこに対して利活用を推進したいといったところが、例えば市が占有を取つて、河川管理者が占有許可を出した上で地域に利活用として使ってもらおうといったことが一般的には考えられますが、その辺も含めて、今後しっかり検討してまいりたいと思っ、す。

大石委員長 はい、ありがとうございます。よろしく願っ、す。

加藤委員、願っ、す。

加藤(裕)委員 26ページの下側のところなんですけれども、ちょっと些細なことかもしれないんですけど、用地取得率で上流工区が95.9%であつて4.1%ということなんですけれども、これはもう今後の見通しとしては、令和14年度までにはきちんと解決できるという数字でしょうかというご質問です。

八木河川海岸整備課長 ええ。建物を含めた補償が1件、2件残っている状態なんですけど、こちらについても鋭意交渉のほうは進めておっ、すして、14年度事業完了の前までには補償が完了する予定でおっ、す。

加藤(裕)委員 ありがとうございます。こちらはちょっと「早くやつてください」というパブコメが多い案件なので、この数字がちょっと気になつたということなんです。

八木河川海岸整備課長 ありがとうございます。

大石委員長 用地については、ぜひ早めに動いていただいて、取得率100%になるようによろしく願っ、す。

そのほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは河川事業につきましては以上とさせていただきます。次に砂防関係事業につきまして説明をお願っ、すいたします。

杉本砂防課長 砂防課の杉本と申します。よろしく願っ、すいたします。

砂防課が所管する再評価事業につきましては、お手元の資料の1の17番から24番までの急傾斜地崩壊対策事業8件で、全ての事業を事業継続としてお諮りするものでございます。なお、8件とも土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定済みであり、ハザードマップの公共等の警戒避難体制は確保されておっ、す。

代表箇所につきましては、事業規模が5億円を超え、かつ事業費の変更増が3割を超えているNo.21の大久保を選定いたしました。

代表事業説明資料の(再)ー29ページをご覧ください。

こちらが再評価実施箇所の位置図になります。代表箇所の大久保は赤く表示しているところでございます。

大久保についてご説明いたします。当地区は沼津市志下に位置しており、JR沼津駅から南に約4.5km離れています。近隣には沼津御用邸記念公園や静浦漁港があり、山と海の間にある平地に人家が密集している地区となります。また、国道414号が南北に通っており、車の往来も多い地区でもあります。

次に、事業概要です。平成25年度から事業に着手しており、令和6年度の概成を予定しております。全体事業費は5億2,600万円で、全体延長は429.7mです。事業内容は、重力式擁壁工が220.6m、補強土壁工が138.0m、張コンクリート工が71.1mとなっております。保全対象は、人家23戸のほか市道となっております。

こちらが平面図になります。赤の実線で囲まれた範囲が急傾斜地崩壊危険区域であり、青で囲まれた範囲が被害想定範囲となっており、その中のオレンジ色に着色したところが保全家です。平成27年度から用地買収を行ない、28年度から工事に着手しております。当地区は、平成26年台風18号で斜面崩壊が発生したことから、斜面と人家が特に近接している箇所から工事に着手しており、これまで黒で着色した範囲の工事が完成しております。今年度は中央部分の赤い範囲の工事を予定しており、緑色で旗揚げした箇所が未施工区間になります。なお、崩壊が発生した箇所は、平面図左側の丸で示した地点となります。

平成29年度の前回の評価時からの変更点といたしまして、平成25年度から令和3年度とした計画期間を3年延伸し令和6年度までとするとともに、全体事業費については2億2,600万円増加して3億円から5億2,600万円となっております。

主な変更理由といたしましては、工事に着手し擁壁工の基礎地盤を確認したところ、設計の支持力が得られず、改めて地質調査を実施いたしました。その結果、想定以上に地質が脆弱であることが判明したことから、工法の変更を行なったことが挙げられます。当初は、左下の横断面図で示す濃い茶色の凝灰岩層N値60以上の層を支持力層として考えていましたが、実際にはこの層はかなり深いところにあることが判明しました。このため、主な工法変更として、重力式擁壁を計画していた一部の区間を重量の軽い補強土壁に構造変更しております。そのほかには地盤改良の追加等によっても事業費が増加しています。

こちらが、これまで整備した箇所の標準横断面図と現況の写真です。斜面が人家に近接しており、待ち受け擁壁として張コンクリート工を整備しております。右上が整備済み箇所の写真で、右下が今後整備を行なう斜面の写真です。

次に、「事業の必要性」についてです。

当事業箇所の沼津市では、例年2～3件の崖崩れが発生しており、先ほど説明したように、当地区では平成26年の台風18号でがけ崩れが発生するなど、非常に脆弱な地質の地区です。さらに人家が斜面近くに密集して建ち並ぶなど、崖崩れが発生した際には、多くの人命・財産に被害を及ぼす恐れがあります。

次に、「事業の投資効果」についてです。総便益は人家23戸や市道などを保全する効果で23億4,600万円、工事費や維持管理費などの総費用は3億8,500万円になり、費用対効果は6.1、経済的内部収益率は14.1%になり、事業の投資効果が高い箇所といえます。

次に、今後の事業の進捗見込みについてです。

中段のグラフは、受益者23名にアンケートを行なった結果ですが、回答者の約9割が降雨時に斜面を気にかけており、また今後も事業の必要性を感じております。また、事業の進捗についてですが、用地取得や借地などの地元調整は円滑に行なわれており、今後も事業が順調に進捗する見込みです。

下段は、「新たなコスト縮減・代替案等の可能性」でございます。今後工事を進める上で、現場発生土を補強土壁への使用を検討しており、コスト縮減に努めてまいります。今後の対応方針（案）です。

近年、県内でも甚大な土砂災害が発生しています。このような中、本事業は、急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するものであります。費用対効果も見込まれ、今後の事業進捗も見込まれることから、事業を継続し早期完成を目指したいと考えています。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま砂防関係事業についての説明がありました。質問や意見をお願いいたしま

す。

加藤委員、お願いします。

加藤（裕）委員 ちょっと素朴な質問なんですけれども、31ページの下で、全体事業費が5億2,600万円になっていて、33ページのB/Cのところの総費用が3.85億円になっているんですけども、ちょっとこの関係性が分からなかったんですが。

杉本砂防課長 はい。B/Cの費用につきましては、現在価値に換算するものとなります。ですので、完成後20年くらいの関係の費用も加味した中での現在価値のコストとなりますので、このように実際の建設費用との差が出てまいります。

以上です。

大石委員長 よろしいですか。

杉本砂防課長 失礼しました。完成後50年間の維持管理費も含めての現在価値から出した値となります。

加藤（裕）委員 まあB/Cの計算のときは数値が変わることが多々あるんですけど、何ていうんですかね。広報とかPRのときに、こういうのは誤解を受けやすいので、どうしてこういうふうになるのかという説明は少し入れておいていただけるといいかなというふうに思います。

ありがとうございます。

大石委員長 はい、ありがとうございます。そのほかご意見等ございますでしょうか。

私から1点。この（再）31ページの下側にある資料が今回の工法変更の根拠かと思うんですけども、左側の図のように思うということは、ある程度妥当かなと思って伺っていたんですが、まず、右側の図は、縮尺は縦横何か特に変更ない感じで、すなわちN値が大きいところまで5mぐらいあるというような見込みだと理解したらいいんでしょうかね。

杉本砂防課長 はい。この一番茶色の濃い箇所の当初基礎地盤として考えていたところが、今の地盤改良をしたところから、さらに5mより深いところに出てくるということとなります。

大石委員長 そうですね。何か、静岡の地質はそういうものなのかもしれないですが、N値が60以上の線が、ちょっと不自然なような気が——私と寺部先生しか分からないのかもしれないですけど、気がするんですけども、こういうものなんですか。

杉本砂防課長 すみません。実際のところ、やはり一般的な当初については、通常考えられる一様な斜面ということの中で考えて、当然ボーリングを代表箇所で行っていて、その結果からこの左側の地盤線を設定しております。

そういう中で、今回このように一番今回の工事費が上がってしまったというのが、この軟弱層の地盤層の考え方が、大分当初と違ってたということになります。地元の方にも聞いたところ、「やはりこのところは地形が入り組んでる地区ですよ」というところが意見として聞きました。ですので、今後これからの設計をする上でも、地元の人たちの意見を聞いた上で、このような設計とかをまた考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

大石委員長 はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

そのほかには、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、砂防関連事業につきましては以上とさせていただきます。次に港湾関係事業につきまして説明をお願いいたします。

市野港湾整備課長 港湾整備課長の市野と申します。よろしくお願いたします。

それでは代表事業説明資料35ページになります。上段をご覧ください。

港湾局が所管します再評価対象事業ということで、左上にありますとおり25番から29

番までの5件となります。うち代表説明箇所につきましては、事業計画の変更内容あるいは事業規模等を勘案し、清水港海岸高潮対策事業についてご説明させていただきます。位置図でいいますと、ちょうど真ん中あたりの清水港になります。

下段を見ていただきたいんですけども、これは三保半島の付け根にある折戸湾方向から富士山を捉えた清水港の全景写真になります。

清水港は、国際拠点港湾として本県の経済産業を支える重要な社会基盤となっています。特徴としましては、非常にコンパクトです。その中にぎゅっと多機能に、水際部において、例えば工場であるとか物流倉庫、大型商業施設等が立地しておりまして、高度な経済活動が行なわれているため、津波高潮対策の調整というのが非常に難しいという特徴があります。整備の工夫が必要となっております。

36ページの上段になります。

こちらの黄色のライン。これが清水港海岸の防護ラインとなっております、全延長で20.9kmとなっております。港湾背後には市街地が広がっておりまして、JRであるとか道路等のインフラ、それから大型商業施設等も立地しており、防潮堤の整備は喫緊の課題となっております。

36ページの下段です。

地区は全部で7地区となっております。赤色の実線を見ていただきたいんですけど、こちらが現在無堤区間であり、胸壁等を新設整備しなければならない箇所、約3kmです。赤色の破線につきましては、嵩上げ等の改良が必要とされている箇所、約6kmになります。全体で約9kmの整備延長が必要になってきております。

それから、青色で塗られている区域が津波の浸水域でありまして、約170haにのびります。現在は、無堤区間の解消を優先事項としまして、貝島、塚間地区、それから清水駅に近接した江尻地区において事業を実施しております。

37ページの上段になります。

整備効果のイメージを見ていただきたいんですけども、防潮堤整備前というのは、上段の図のようにL1津波によって全域が浸水してしまいますけれども、防潮堤が整備されることで、下段のようにL1津波による浸水を防御し、水被害を防止、軽減することで、住民の生命と財産を守ることに寄与してまいります。

37ページ下段です。

事業の規模としましては、事業期間、昭和61年度から令和14年度まで。全体事業費は175億9,800万円となっております。整備の内容は、胸壁等が9,140m、陸間73基、水門4基、突堤1基というような状況となっております。

38ページ上段です。

標準断面図をお示ししております。上段は、堤防がない無堤区間に整備する胸壁の標準断面となります。大体現地盤からおおむね2mから2.5m程度の高さの壁が必要になってまいります。

それから下段につきましては、嵩上げ部。既に堤防があるところに嵩上げる標準構造になっておりまして、こちらでも約1m弱の嵩上げが必要といったようなイメージ図になっております。

下段でございました、整備が完了した施設の事例ということでお示しさせていただきます。

本写真、三保半島の貝島地区の無堤区間においてT.P.+4mの胸壁を整備したものです。地盤からの高さは、こちらで約2mとなっております。先ほどお示したとおり、地中の基礎部を地盤改良して、その上に重力式擁壁を設置しております。

39ページ上段になります。

こちらは塚間地区において、胸壁や陸間を整備した事例になっております。

右上の写真に注目してもらいたんですけども、これは市道の横断箇所に陸間を整備したものです。新工法になります。これまでの整備では、扉を横方向にスライドして閉鎖する一般的な引き戸式を採用してきたんですけど、今回県内港湾初として、津波の水圧によって扉が起き上がり閉鎖する起伏式陸間を採用しております。こちらの陸間なんですけど、最近全国でも利用が増えている新工法でして、無電力で、津波の威力で浮上するというので、安全性が高く、電力喪失時にも動作が可能であったり、あるいは維持管理コストが低減できる、そういった工法になっております。

39ページの下段ですけれども、こちらは今後の整備予定箇所である清水駅に近接した江尻地区のイメージ図。右側がイメージ図になります。

海域を前出しをして埋め立てをしながら防潮堤を整備して眺望空間も確保するというので、こちらはまさに富士山駿河湾フェリーの移転先でもある江尻地区となっております、にぎわいの地区となっております。ですので、港湾事業であるとか景観にも特に配慮が必要な地区となっております。昨年からの事業着手しておりまして、現在調査設計を進めているところです。

40ページ上段になります。前回評価からの変更点ということでお示しさせていただきました。

先ほど示したとおり、令和3年度から江尻地区に本格着手したことで、事業計画を一部見直しをしております。事業期間が令和4年から14年まで延びておりまして、金額に関しましても約33億円の増額を見込んでおります。

次に、40ページ下段です。

事業の投資効果ということで、便益につきましては、施設を整備することで、津波による浸水から背後地の資産等を守ることによる便益を算出しています。社会的割引率を考慮しますと、総便益は492億円となります。一方で、総費用につきましては、同じく社会的割引率を考慮して、事業費に維持管理費を合計して266億円になりまして、B/Cは1.8、経済的内部収益率は5.6%という結果になりました。

41ページ上段です。

今後の事業見込みでございました、地元住民ですね。自治会であるとか静岡市、企業等からの事業に対する要請・期待というのは非常に大きいということで、県としましても、この無堤区間の解消を令和14年に向けてやっていきたいという考えでおります。また、陸間の構造につきましても、先ほどの起伏式であるとか、あるいは陸間箇所の集約化であるとか、場合によってはスロープ化等を検討してコスト縮減に努めてまいります。

最後のページになりますけれども、特に切迫する地震津波からの防護が喫緊の課題であること、加えて地元地域の要望の声というのが非常に大きいこととありますので、本事業は継続すべきであるという判断に至っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大石委員長 はい、ありがとうございます。それでは港湾関係事業についての、ご質問、ご意見をよろしく申し上げます。

久留戸委員、お願いします。

久留戸委員 すみません。今のこの事業に関しては、最近のサッカー場を港のほうに整備とか病院をつくるどうか、そういったところとは全然また別の内容ということの理解でよろしいのでしょうか。かぶっているところもあるのでしょうか。港の、ちょっと位置が違うかと思うんですけども、サッカー場とか病院とか、そういうあたりのエリアとは全然違う場所ということになりますか。それとも多少かぶっているところもありますか。

市野港湾整備課長 病院移転の場所ですね。

久留戸委員 それとかサッカー場整備をするとか、そういったのがありますけれども、それとは何か関係あるんですか。

市野港湾整備課長 そうですね。浸水域に清水駅周辺も入っておりますので、江尻地区を整備することによって、背後の浸水を減らすことができるということがありますし、防潮壁をつくることによって人々が逃げる時間、リードタイムを稼ぐことができますので、防災効果は非常に大きいというふうに認識しております。

久留戸委員 静岡市のほうで病院移転をこら辺ということで、市民がちょっと海沿いなので反対したりしていますけど、その懸念に関しては、こういった整備をすることによって少しいんだよということになるわけでしょうか。

市野港湾整備課長 そうですね。整備の効果は当然ありますけど、私たちが整備しているのはL1津波になりますので、それだけでは安全にはなりませんので、背後は背後でやはり、例えば病院の構造をピロティーにするとか、高くするとか、あるいはソフト対策を行なう等によって総合的に安全度を図るとというのが今の津波対策の鉄則かなと考えております。

久留戸委員 はい、ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。

服部委員、お願いします。

服部委員 パブコメの中にもご心配点というところで1点あったところだと思うんですが、残りの10年でこの工事が完了できるのだろうかという見込みについてお尋ねしたいと思います。昭和61年度から着手していて終わっていない工事が、あと10年間でというところの見込み、いかがでしょうか。

市野港湾整備課長 ありがとうございます。

国も国土強靭化を進める中で、河川もそうなんですけど、津波対策には、やはり喫緊の課題、国策として捉えている部分もありますので、実は、この調書にない日の出地区というのがありますが、隣接した地区なんですけど、例えばドリームプラザとか商業施設がある施設。そちらは、実は補助事業ということで別事業で対応しております。現状ですね。

こちらのきょうお諮りした地区につきましても、できるだけ事業進捗を、これは交付金事業というまた別の仕立ての事業で対応しておるんですけど、今後事業進捗が進んでいく中で、国に対して補助事業化を、地域の声一体になって要望してですね、そうしますと、やはり事業投資規模が増えてきますので、何とか10年以内に全城を開められるように県としてはやっていきたいというふうに考えています。

服部委員 ありがとうございます。では、「現状では難しいかも」なんです。もっと交付金を入れて、もうちょっと予算規模を増やしていけば10年以内ならいけるのではないかな。

市野港湾整備課長 そうですね。正直なところを言いますと、交付金の事業規模自体が、全体の県予算というのも、パイがある程度限定されていますので、今の事業規模からすると、やり切るのがどうなのかなというところがありますけど、これは事業をやはり新たなメニュー、進捗を図った上でやり切りたいというふうには考えています。

服部委員 分かりました。ということは、またもしかしたら再評価がかかる可能性があるかもしれないということも視野に入れておいたほうが良いということでしょうか。

市野港湾整備課長 はい。

服部委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。まあ5年ごとですよね、再評価は。なので、必ず

もう1回はかかるということでもありますので、そのときに、またきちんと進捗を見て、皆さんの中で誰かが覚えていれば、「あのときはこういう話をしたけれど」ということで議論していただければと思います。

服部委員 分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 そのほかに、ご意見よろしいですか。

それでは港湾関係事業につきましては以上とさせていただきます。

次に、農地事業の2つの案件につきまして、一括しての説明をお願いします。

市川農地整備課長 それでは、農地整備課長の市川と申します。よろしくお願ひいたします。

代表事業説明資料の(再) - 1ページになります。

農地整備課所管の事業再評価地区は2件でございます。2地区とも、「今後の円滑な進捗は見込まれ、県として改善措置の必要性はない」という対応方針で本委員会にお諮りするものであります。

それでは、代表事業の西浦みかん江梨地区についてご説明をいたします。

1ページの下段をご覧ください。まず「位置図/事業概要/事業の目的・必要性」についてであります。

本地区は、西伊豆海岸に位置する沼津市の内浦、西浦地区になります。古くからミカン栽培が盛んな地域であり、「寿太郎みかん」のブランドを持つ県東部のミカン主要産地であります。しかし海岸線沿いの急峻な山間地であり、非常に悪い農業生産条件となっているため、本事業によって農道や畑地かんがい施設の整備を実施しているものであります。受益面積は63.6ha。工期は平成24年度から令和8年度まで。事業費約21億円で整備しております。農道、用水路を整備することによって走行経費や営農経費が節減され、また作物の品質も向上し、担い手の経営規模拡大や生産性の向上につながると考えています。

2ページをご覧ください。上段になります。

本事業は、令和3年度に計画変更を行っております。農道及び用水路の延長は当初から大きな変更はございませんが、工法変更によって事業費が6億円ほど増加し、これに伴って工期も5年延長しております。

工法変更の主な理由であります。

1つ目として、農道工におきまして、現地調査の結果、土質が想定よりも悪く、土壌改良延長が増加したことに加えまして、地元の農家の皆様と協議した結果、ミカンの品質への悪影響を避けるため、セメント改良工法を路床入換工法に変更をいたしました。

2つ目として、用水路工におきまして、河川管理者との協議の結果、取水口につきまして、構造をバースクリーン方式から目詰まりしにくい堰堤方式に変更したことがあります。

以上2点が大きな工法変更概要であります。

2ページの下段をご覧ください。「事業を巡る社会情勢等の変化」についてであります。

事業が採択された平成24年度以降では、本地区のミカンの選果場であります西浦柑橘共選場に光センサー式糖酸分析器が導入され、品質価値の向上が図られています。また、「西浦みかん寿太郎」の機能性表示認可やG I保護制度登録もされまして、ブランド価値が向上するとともに、このブランドを活用したゼリーやジャムなどの加工品が多く開発されています。さらに県東部8JAが合併いたしましたJAふじ伊豆が募る援農ボランティアの参加によりまして、収穫等に必要な人手が確保され、地域の応援者が増えています。令和元年度には、組合員378名の西浦みかん土地改良区が設立されて、地元体

制も整ってまいりました。

3ページをご覧ください。上段になります。事業の投資効果と進捗状況であります。

総便益**49億2,600万円**、総費用**24億7,500万円**で、総費用総便益比は**1.99**となります。進捗状況につきましては、事業費ベースで**71.7%**、事業量ベースで**72.6%**の進捗となっております。

本事業の進捗に伴って、担い手への農地利用集積が図られています。グラフをご覧くださいと思いますが、事業着手前の地区内における担い手の耕作面積は**26.5%**でしたが、令和2年度時点で**34%**と上昇しておりまして、確実に担い手への集積が進んでいるところです。認定農業者数につきましても、当初8名でしたが、令和2年度には**11名**に増加をしております。

また、そのうち、事業実施に伴って特に集積が進んだ主な認定農業者3名につきましては、計画時点であります平成**23年度**の地区内農地所有面積は**3.2ha**でした。それが令和2年度には約5倍となる**14.5ha**の農地が集積されたという結果になっています。

下段をご覧ください。農道と農業用水の事業効果についてであります。

農道におきましては、改良拡幅によって輸送距離が短縮されたり、走行速度が向上することで車両の稼働時間が短縮されまして走行経費が削減される効果。また、アスファルト舗装になることによる実傷み防止効果等があります。年間走行経費につきましては、事業を実施しない場合に比べ、実施した場合は**89%**の縮減が図られます。用水路におきましては、受益地内に給水スタンドを設置したことによって、用水輸送の所要時間が短縮されるため、これを営農経費の節減効果としています。この効果につきましても、事業を実施しない場合に比べ、実施した場合は**78%**の縮減が図られております。

地元では、事業実施前では、すれ違いが非常に困難な狭い道路であったため、午前と午後で上り下りの一方通行ルールがあったようなところもあったのですが、本事業の整備によりまして、その問題も解決されたというような声も聞いております。また、道路が拡幅されたことによりまして、軽トラックから**1t車**や**2t車**への買い替えを検討しているとの声も聞かれ、営農の効率化につながるものと考えています。

4ページをご覧ください。「今後の事業の進捗見込み」です。

幹線道路につきましては、既に全線を用地買収済みであり、約8割の改良拡幅が済んでいることから、今後も事業の進捗が見込まれます。また、支線農道につきましては、約4割の拡幅改良が済んでおり、本年度までに全線の実地設計も完了する予定でありまして、今後も事業の進捗が見込まれます。用水路工につきましては、既に全線施工済みであります。以上のことより、今後の事業の円滑な進捗が見込まれるものと考えております。

下段をご覧ください。「コスト縮減・代替案立案等の可能性」についてであります。

農道の開設や拡幅に伴う山側の法面対策としまして、本地区では、周辺地形を考慮して、可能な箇所で法面部をブロック積み擁壁から緩い傾斜の土羽に変更し、その背後地にあるくぼ地を切土等で埋め土することによって、農地の平坦化等を行ないました。これによりまして、ブロック積みの構造物に要する工事費の縮減、用地買収費の縮減、残土処分費の縮減の3つを同時に実現し、これまでに約**1億5,900万円**のコスト縮減を図っております。

また、農家の皆様の協力も得まして、農道の整備に併せまして、地区内の残土を有効に活用し優良な農地を生み出す等の工夫もしておりまして、農業の規模拡大や営農環境改善にも貢献していると考えております。

5ページをご覧ください。最後に「対応方針」でございます。

本地区は、ブランドみかん「寿太郎みかん」としての産地が確立されておきまして、

受益者の営農意欲も非常に高く、早期の完了を希望しております。また、「寿太郎みかん」の機能性表示やG I認証により商品価値の向上に努めるとともに、担い手への農地集積など市場規模拡大に対応する生産力強化も図られております。

さらに、J Aふじ伊豆では、既に露地野菜についてはドローンを活用した施肥や防除等を実施しており、この西浦地区におきましても、ドローン等を活用した柑橘への防除についての検討が進んでいると聞いておきまして、営農の効率化に資するICT技術の導入にも意欲的な地域であります。

以上より、本事業を継続して早期の完了を図ることとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

好田農地保全課長 農地保全課長の好田でございます。よろしく願いいたします。

農地保全課が所管している事業は、資料1の番号3、農村整備事業であります中山間地域総合整備事業東河地区の1件でございます。

3つの視点。事業の必要性、今後の事業進捗の見込み、コスト縮減・代替案立案の可能性の視点から判断しまして、「県として事業を継続する」という対応方針案にて委員会にお諮りするものでございます。

それでは、代表事業説明資料（再）－7ページの下段をご覧ください。

「事業概要」です。

中山間地域総合整備事業は、地域全体の活性化を目指し、農業生産を支える農道や水路などの農業生産基盤整備と生活環境や農村振興を図る農村振興環境整備を一体的に実施します。本地区は、伊豆半島東海岸に位置する東伊豆町全域と河津町の一部を対象としております。

本地区では、自治会やJ A、観光協会等が連携し、「花とふれあいづくりの郷宣言」「美しい郷づくり宣言」「産業力を高める地域需給宣言」をキャッチフレーズに、地域の将来像となる、地域の特色を生かした活性化構想を策定しました。

本事業によりまして、条件整備を行ない、農業と観光業との連携により、優良農地の保全や特産品の販売ルートの拡大及びグリーンツーリズムの推進等で、活性化構想に掲げる「郷づくり」の実現を図ります。

8ページ上段をご覧ください。

本地域は、国道**135号**に並行する内陸部に、図面の黄色とオレンジ色線箇所の基幹農道と町道が整備されつつありますが、農地にアクセスする通作道路等の整備の遅れから、効率的な営農に支障があります。このため、農業生産基盤としまして、赤線箇所の農道や水色線箇所の農業用排水路の整備を実施します。

また、農村振興環境整備として、集落の生活道路となる緑線箇所の集落道の整備によりまして、地域の利便性やコミュニティ活動の推進を図り、都市と農村の交流を確立するため、グリーンツーリズムの拠点となります赤丸箇所の市民農園を整備いたします。

8ページ下段をご覧ください。当初からの変更点と主な理由についてご説明します。

計画期間につきましては、当初、平成**24年度**から平成**29年度**までを計画しておりましたが、急峻な地形による制約や農道等の工法変更による全体事業費の増額によりまして、令和8年度まで延期しております。

全体事業費の増額の主な理由は、農道と集落道の法面につきましては、当初は土羽で計画していましたが、用地取得が困難な箇所につきまして、取得対象外とするためブロック積により対応したことや、CBR試験の結果、一部路線で路床の安定処理を行う必要が生じたため、約**18億2,000万円**に増額しております。

9ページをご覧ください。「【視点】事業の必要性等」のうち、「事業を巡る社会情勢等の変化」です。

課題に対する対策を行いまして、これまで整備した効果として、荒廃農地の解消につきましては、東伊豆町では、平成27年度46.6haに比べまして、令和2年は37.6haと約2割減少しており、農地の維持・活用が図られつつあります。

下段をご覧ください。

農業生産基盤整備である農道につきましては、現況1mの通作道の路線が幅員3mの舗装道路に拡幅整備されたことにより、軽トラックによる農作物の運搬が可能となりました。

白田3号農道では、従来の徒歩による通作や農作物の輸送から、軽トラック等での作業が可能となり、年走行経費が約63%縮減され、農家の収益性が向上しております。また、舗装道路による高品質な生産物の輸送が可能となり、品質の向上も図られております。

10ページをご覧ください。

続いて、農村振興環境整備の市民農園につきましては、滞在を10区画と日帰りを50区画のほぼ全区画で契約されており、そのうち5割以上が県外からの利用者でございます。市民農園では、講習会や交流イベントを開催しており、開園以来毎年2,000人以上の集客がございました。

また、周辺の農村公園である奈良本けやき公園では、里の朝市やホテル祭を行うなど、都市と農村の交流も拡大しております。

下段をご覧ください。

農村振興環境の変化につきましては、事業開始以降、企業による、荒廃農地を活用したオリーブの6次産業化の取組や、漁協直売所「こらっしえ」の開設など、着実に地域活性化が図られております。

また、東伊豆町では、移住に関する情報発信等に積極的に取り組んでおり、コロナ禍による地方回帰の高まりを受け、30年ぶりに転入者が転出者を上回る41人の人口社会増となりました。

次に、事業の投資効果です。

走行経費節減効果や生活環境改善効果が見込まれ、総便益は約51億2,000万円、総費用は約23億2,000万円で、総費用総便益比は2.20、経済的内部収益率は6.4%となっております。

事業の進捗状況は、令和4年度末見込みで、事業費ペース68.1%、事業量ペース70.4%となっております。

11ページをご覧ください。「今後の事業の進捗見込み」についてご説明します。

別事業で実施しております緑線の基幹農道は令和4年度に完了する予定で、工事におけるアクセス条件がさらに改善されます。これまで本地区においては、農道3路線、農業集落道2路線と市民農園が整備済みです。

今後は、青線箇所の排水路1路線、農道2路線、交流基盤施設の整備を進めてまいります。排水路につきましては、全線が用地買収済みであるとともに、基幹農道を活用した工事により、順調な進捗が見込めます。

農道2路線につきましては、狭隘な地形箇所については施工済みであり、今後は起終点から工事を進めることができ、計画的な工事進捗が見込めることから、令和8年度の完了を予定しております。

下段をご覧ください。「【視点3】コスト縮減・代替案立案等の可能性」についてご説明します。

稲取農道の一部区間において、現況道路の両側を均等に拡幅整備する。これが原則でありますけれども、既設ブロック積を有効活用するために、地元調整を行ない道路線形

を変更することで約3,500万円のコスト縮減が見込まれます。

また、稲取4号農道及び白田集落道の一部区間において、既設舗装を活用し、拡幅部のみを舗装することで、これまで約2,000万円のコスト縮減が図れております。

農業者等関係者からの意見につきましては、農業生産基盤の環境整備への期待が高いとともに、農道の整備により生産性が向上したことから、未整備箇所の早期完成が強く望まれております。

12ページをご覧ください。「対応方針(案)」です。

本事業は、農業と観光業等の連携により地域活性化を図るものです。本地区は、過疎化や高齢化により地域や農業の担い手不足が見込まれ、主要産業の観光業も落ち込んでおり、本事業の必要性は一層高まっております。

これまで、農道や排水路の整備により効率的な営農が可能となっており、荒廃農地の解消など営農の継続が図られております。また、地域資源を活用した都市と農村との交流が活発になっております。さらに、事業の投資効果や、地元も事業に協力的で、整備要望も強く、今後の事業進捗も見込まれます。

活性化構想を実現するためには、本事業の着実な整備と、農業と観光業との連携により地域全体で活性化を目指していく必要があることから、本事業を継続し、早期完成を目指してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

大石委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの事業2件についての説明がありました。どちらからでも結構ですので、ご質問やご意見をお願いします。

今泉委員、お願いします。

今泉委員 2つ目の事業について質問です。

事業自体は、走行時間の短縮や農村の振興につながるということで、重要な事業だと思えます。

それで、8ページの下のほうで、計画期間について書かれているんですけど、当初5年の事業の計画だったものが9年延伸になったんですね。変更理由が事業費の増額というふうに説明されているんですが、事業費の増額で計画期間が3倍近くになるというのが、ちょっと説明が必要なかなというふうに感じました。お願いします。

好田農地保全課長 はい。施工条件等で、ミカンを栽培していることもありまして、施工期間も限られる、それから施工条件も限られるということで事業期間が増えているというのが現状でございます。

これまで県内で、この中山間総合整備事業、21地区で行なっているんですけども、今まで一番かかった地区が20年かかっております。この地区については15年ということで、やはりそういう条件不利地域であることから、期間が伸びているというのは、現状としてあると考えております。

いづれにしても、できるだけ早期の効果発現に向けて事業を推進していきたいと考えております。

今泉委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの沼川のところの議論ともつながるかもしれないんですけど、もし最初からその事業に期間が要するというふうなのが予想されるようでしたら、長めにその事業の期間を考えておいたほうがいいのかというふうに考えています。

以上です。

大石委員長 そうですね。費用だけでなく、工期についても適正な見積りというものが求められるのかなというご意見だったと思いますので、よろしく願いします。

そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

宮田委員、お願いします。その次に加藤委員。

宮田委員 今、同じ8ページの、用地買収が、所有者不明土地により困難のためというのは、すみません。もう少しここを詳しく説明いただけると。どこが買収できないからどう増えたのか、ご説明いただければ。あと、所有者不明土地ってどういう状況なのか、分かれば教えていただければと思います。

好田農地保全課長 まず、所有者不明土地、所有者が判明しないということで、対象となる方との交渉ができないということになりますので、そういったところは、手続きすればという話もあるんですけども、時間がかかるといったところで、その土地については用地買収対象外として、当初土羽で計画していたところをできるだけ用地がかからないように、ブロック積に対応することによって、その所有者不明土地の方の用地を買収対象外とすることで、ブロック積の構造物の費用がかかるので増額になったということでございます。

宮田委員 すみません。所有者不明って、登記簿謄本上は一応所有者は分かると言うんですけど、その方がもう亡くなっていたりして相続人調査ができないということでしょうか。

好田農地保全課長 はい。相続人がどなたか分からない、所在が分からないということで、その調査ができないといったところでございます。

大石委員長 よろしいですかね。

この8ページの右側の、私の解説が間違っていたら言ってほしいんですが、右側の絵の上の「○」がついている左方のところ。あの辺りの土地が誰のものか分からないんです。当初は、そこを買い取って、切って、左側のような設計にすると、土地の値段がもともとそれほど高くないので安上がりに済むところを、それができないので、右側の「○」の中にある台形の構造物がありますが、あれを入れないといけなくなって、その分のコストがかかっているということです。左上の土地は、多分登記簿に載っている人が亡くなられて、その相続人を調べれば調べられないことはないんだろうけど、手続きにかなりの時間を要するというので、今回は早さのほうを優先しているという、そういう話であろうと私は理解しました。

好田農地保全課長 補足説明ありがとうございます。

大石委員長 よろしいですかね。

好田農地保全課長 今の委員長の説明のとおりでございます。

大石委員長 ありがとうございます。

宮田委員、それでよろしいでしょうか。何かあれば、ぜひ言ってください。

宮田委員 所有者不明土地にどこまで対応するのかというのは、結構問題はあると思うんですけど、通常相続人調査等をすれば、出てくる可能性はあるかなと思うので、そこら辺をどこで見極めて、やる、やらない。あるいは、結局工事期間を延伸しているものですから、そこの関係で、どっちがというのはどうやって考えるのかなというのは、ちょっと何かあればお聞かせいただければと思います。

大石委員長 質問の要点は、既に9年の延伸を受けている中で、この土地の調査をするのと、年度ごとにかけられる費用が一定であろうと想像すると、工法変更して費用が上がることによって延びると、どちらが早いということについて、既にご検討かと思うんですが、ご説明いただきたいということだったと思います。

好田農地保全課長 非常に難しいご質問でございますけれども、今回の場合は、所有者不明土地の手続きをしていくと、どのくらい時間がかかるか分からないというところもございましたので、まずは前に進める方法、確実に工事が進む方法ということで、この

ブロック積により対応ということで判断をして進めております。

以上でございます。

大石委員長 よろしいですかね。ブロック積にすれば、もうこの年度でできるだろうという見込みのほうを優先したという考え方ですね。法的な措置や、そもそも相続人がいるのかどうかといったことのリスクは、ブロック積のほうで代替したという、そういう形じゃないかなと思います。

よろしいですかね。ありがとうございます。

では加藤委員、お願いします。

加藤(亮)委員 寿太郎みかんのほうのお話で、1点だけちょっと、簡単な質問だと思うんですけど、最後のほうで、(再)4のほうで、冷気だまりが解消されるような残土の有効活用というご説明があったかと思うんですけど、ミカンのことはよく分からないんですけど、ミカンの優良農地というのは、どういう定義なんですかね。というのは、ミカンだと、斜面において、昼夜で温度差があるほうが糖度が高いというのは一般的に言われているんじゃないのかなというふうに思うんですけど、こういう形で、埋め立てるといえるのか、フラットにしちゃうということで、逆に品質に影響が出ないのか、あるいはむしろ品質がよくなるという、何かそういう優良農地の定義というのはあるのでしょうか。

市川農地整備課長 ご質問ありがとうございます。

2つあるとされていて、1つは、今先生ご指摘のとおり、品質に関する条件。もう1つは、我々がよく言う作業効率的な条件の、2つがあると思っております。

今回埋め戻したようなところは、地形上谷部の、空気の流れがなく停滞しやすい箇所を農家の方からご提案をいただき、土砂搬入を行っています。平坦化することによって、ミカンに対する作物的条件はよくなります。それに加えて、平坦化することで作業効率が上がって営農もしやすくなるということで、品質、作業両面において条件はよくなったというふうに考えております。

加藤(亮)委員 ありがとうございます。これはいわゆる土地改良事業みたいなものだと思うんですが、農家負担というものも発生するのでしょうか、この埋立てについては。

市川農地整備課長 はい。全体の中でやっておりますので、発生します。

残土を遠方に持っていくとなると、その費用だけがかかってしまいますので、近場で有効活用すれば、運土距離も減りますし、全体としては費用負担が減る方向になるので、地元の方に対してもよい方法ではないかと考えております。

加藤(亮)委員 ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。そのほか。

加藤委員、お願いします。

加藤(裕)委員 中山間地事業のほうなんですけれども、10ページのところで、ちょっと私、聞き逃してしまったかもしれないんですが、東伊豆町が「令和3年、30年ぶりに人口社会増(41人)」というふうに書いてあるんですけども、ちょっとこの事業との関わり合いのようなところを、もうちょっと深く教えていただけると幸いです。

好田農地保全課長 はい。直接的な関わりはないんですけども、この中山間地域の事業行なって地域活性化しようということでございまして、町全体で、いろんな事業の組合せでそういった活性化を行っている。その中の1つの事業として、この中山間地域総合整備事業があります。

移住につきましては、直接この事業で何かやっているというわけではございません。こういった取組を併せて行うことによって、来た人がこの農村地域で、グリーンツーリズム等で行うような、環境整備をこの事業で整備していますので、そういったところに

関連性があると考えております。

加藤（裕）委員 これ、41人の中で、ご家族とかもあると思うんですけど、農業従事者であるとか、観光業の方という理解なんでしょうか。

好田農地保全課長 41人の内訳については全部把握しておりませんが、観光業等に就いている方はいると思います。

加藤（裕）委員 私も浜松地域なので、やっぱり中山間地域の定住人口の増加というのは非常に喫緊の課題で、こういうことを書くと、「どういうことなのか」という質問等は確実に来るので、かなり精査しておかないと、結構注目が集まってしまうと思うんですよね。だから、これはやっぱりしっかり精査しておいたほうがいいのではないかなど。安易に書くと、この事業性との関連性で全国から注目されるという可能性もないわけではないので、その辺は裏づけはしっかりしておいたほうがいいかなと思いました。

好田農地保全課長 ありがとうございます。

大石委員長 はい、よろしく申し上げます。

あと、令和3年には伸びたかも分からないですけれども、その前後年で減っていたりとか、そういうこともあるかも分からないので、そのあたりの、トレンドとして伸びている、あるいは減少率が下がっているような、そういった形で示されるようになると非常にいいかなと思ったところです。併せてご検討ください。

そのほか、質問、コメント等ございますでしょうか。

私から1点あるんですけれども、すみません、延びているところで。

（再）－3ページのところの「事業の必要性等」で、農道という形で、走行経費が記載されているんですが、再評価なので、経費で換算するという点ではいいと思うんですけれども、前回あたりでもお話しさせていただいたかと思うんですが、CO₂削減に換算するというのも今後必要になってくるかと思うところですので、併せてCO₂削減量。先ほどあった道路のほうも、そういうことができるのであれば、そうしていただきたいんですけれども、そういった資料を作っていただければいいのではないかなと思ったところです。ご検討ください。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

意見がなければ、以上で農地関係の議論については終了したいと思います。

ここで再評価代表箇所の7事業の審議が終了しましたので、一旦休憩を取りたいと思います。

休憩は10分程度ということになっていまして、今5分遅れているんですが、9分間取って、私の時計で25分スタートという形でよろしいですか。

久留戸委員 1つだけちょっといいですか。ちょっと気になって、もやもやしていますので、すみません。

資料についてなんですけど、もともとこの黄色いファイルにもPowerPoint的な資料もあるかと思いますが、事前のご説明の中でもPowerPointの資料もいただいていた、今日はまた変わるといって新しくPowerPointの資料をいただいているんですけれども、結構変わっていないところも多くて、あと、変わっていても今日いただいた冊子に反映されていないのもあったりなのですが、インクと紙がすごくたくさん使っているというのがすごい気になっていて。あと、差し替えのご連絡もいただいていた、それについてはその部分だけというのがあったので、例えば今回のPowerPointも、違うところだけ、こう……

確かに自分でも、直したところがどこかというのを後から見ると大変だなというのはあるんですけれども、これはもしかしら県民の税金で紙とかインク代が出ているのかなとか、あと印刷するのにすごい時間をかけていらっしゃるのかなと思うと、その分

ほかのお仕事にかけたらどうかな、なんていうことで、すごいもやもやがありまして。今大学では、教授会の資料は全部PDFで、自分のパソコンとかタブレットを持ってきてということで、印刷は一切していないんですけれども、でも、こういうところに委員の方が来て見る分にはやっぱり印刷物が必要なと思いますし、パソコンを持ってきてくださいというのは大変かなと思うんですけど、何となくちょっともやもやしていたので、お時間を使って、お話しさせていただきました。すみません。

大石委員長 はい。では、今の久留戸委員のご指摘についても併せてご検討ください。

久留戸委員 それは結構です。

大石委員長 では休憩でよろしいですかね。

では、少し今ご議論もあったので、10分間の休憩ということで、よろしく申し上げます。

午後3時19分休憩

午後3時27分再開

大石委員長 それでは、時間になりましたので再開したいと思います、よろしいでしょうか。

では、続きまして、事後評価につきまして説明をお願いします。

再評価と同様、1件当たりの審議時間は、質疑を含めておおよそ15分程度とします。

初めに、道路事業について説明をお願いします。

柳原道路整備課長 道路整備課長の柳原です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にごきます代表事業説明資料、ページ番号は（事後）－13となります。ご覧ください。

道路事業3事業のうち、効果が発現され、事業規模が大きい事業、「一般国道150号志太～榛南バイパス」及び「一般国道150号志太～榛南Ⅱバイパス」を代表事業として選定しております。両事業は、焼津市から牧之原市に至る道路ネットワークを構成するバイパスの一部であり、一体となって事業効果を発揮することから、2事業を併せて説明します。

下段をご覧ください。

3事業の事業位置は図のとおりでございます。

それでは、150号の志太～榛南バイパス及びⅡバイパスについて説明いたします。

14ページ上段をご覧ください。

国道150号は、静岡市清水区から浜松市に至る道路延長約134kmの一般国道でございます。現道区間は1次緊急輸送路に指定されており、防災上重要な路線であり、安全で円滑な交通機能確保が必要でございます。そして、国道150号の焼津市から牧之原市へ至る区間は、交通量が多く、大井川にかかる富士見橋付近の慢性的な渋滞が課題となっております。

本事業は、地域の産業活動や日常生活の利便性向上を目的に、市街地を迂回する13.3kmのバイパスのうち、国道150号の現道に接続する東側区間「志太～榛南バイパス」、西側区間「志太～榛南Ⅱバイパス」として整備するものでございます。

14ページ下段のほうをご覧ください。次に、「事業概要」について説明します。

初めに、志太～榛南バイパスの事業概要ですが、本事業は、焼津市三和から藤守に至る延長3.3km、両側に歩道のある4車線道路を新設するものでございます。計画期間は平成16年度から平成30年度まで。全体事業費は約68億円で、前回評価時から約2億円減少いたしました。

15ページ上段をご覧ください。

次に、志太～榛南Ⅱバイパスの事業概要でございます。

本事業は、吉田町住吉から牧之原市細江に至る延長1.2km、片側に歩道のある暫定2車線道路です。計画期間は平成19年度から平成29年度までで、前回評価時から1年短縮して供用しております。全体事業費は31億円で、前回評価時から約2億円減少いたしました。

15ページ下段のほうをご覧ください。次に、「事業効果の発現の状況」について説明します。

1つ目は「渋滞の緩和」です。バイパス整備区間と並行する現道では、交通量が多く混雑しておりましたが、本バイパスや周辺道路の整備により道路交通ネットワークが構築されたことから、交通の分散が図られ渋滞が緩和いたしました。これにより、事業着手時に4か所あった主要な渋滞箇所はこれまでに2か所解消されております。

16ページ上段をご覧ください。

2つ目は「交通の円滑化」でございます。

本事業の完成により、バイパスが整備された焼津市三和から牧之原市細江の現道に接続する区間の所要時間が、整備前の32分から、バイパス利用により23分と、約9分短縮しております。

16ページ下段のほうをご覧ください。

3つ目は「交通事故件数の減少」でございます。

左上のグラフは、バイパス整備前後の自動車交通量を示しております。バイパス整備により交通の分散が図られ現道交通量が減少しております。これに伴い、左下のグラフで示すとおり、交通事故件数が、整備前の年平均145件から117件へ減少し、道路利用者への安全性が向上した結果となっております。

17ページ上段をご覧ください。

4つ目は「産業活動への寄与」になります。

図は、国道150号の現道及びバイパス周辺の企業立地状況を示しております。本事業の整備に合わせ、国道150号の現道及びバイパス周辺地域には、多くの企業立地が進んでおります。また既存の工業団地も多数存在しており、工場増設を実施している企業もあるなど、産業活動の活性化に寄与しております。

17ページ下段をご覧ください。以上を踏まえ、対応方針について説明いたします。

本事業は、これまで説明したとおり、「事業効果は十分に発現しており改善措置の必要はない」との対応方針でお諮りします。

「今後の課題・対応」といたしましては、国道150号バイパス区間には未整備区間が残っているため、引き続き着実に整備を進めてまいります。

同種事業に生かすべき知見といたしまして、本事業では、整備の進捗に合わせ、交差点間でバイパスを部分供用させるなど、事業効果の早期発現に努める取組を行なったことから、今後同種事業においても同様に取り組んでまいります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま道路事業の案件について説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら、よろしく願いたします。

では、私から1点。(事後)17ページの上の段で、ちょっと見にくいんですが、「150」と書いてある左側の青いところが現状整備中で、そのほかは全て供用しているという理解で間違いありませんか。

柳原道路整備課長 図の17ページの上段でしょうか。ちょうど大井川の東側、青いところということでしょうか。この青いところについては、まだ事業化されていな

い区間になります。

大石委員長 現状では、この青い部分は全く道路がない？

柳原道路整備課長 既存の市道及び県道がございます。

大石委員長 なるほど。それを現在拡幅しているという理解でよろしいですか。

柳原道路整備課長 はい、そうです。

大石委員長 はい、分かりました。

柳原道路整備課長 すみません。現在事業を実施しております。申し訳ございません。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

寺部委員、お願いします。

寺部委員 今のところは、2車線から4車線に拡幅の整備をされているという理解でよろしいですか。

柳原道路整備課長 先ほど説明した、この青色の箇所につきましては、2車から4車へ広げることで、今整備を進めております。

寺部委員 南側の榛南Ⅱバイパスのほうは、この2車線で完成断面じゃないんですかね。暫定2車ですか。

柳原道路整備課長 はい、そうです。暫定2車の整備でやっています。

寺部委員 今日の事後評価としては、この暫定2車で評価をされたという。

柳原道路整備課長 はい、そのとおりです。

寺部委員 この後4車にするのは、また事業として起こされるんですか。

柳原道路整備課長 はい。大井川より西側の区間については、まだ未整備の区間がございます。今後、交通ネットワークが早期に形成するよう、まずそちらのほうを形成する必要がありますので、その形成が終わった後に今後検討していく形になります。

寺部委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 そうなんです。大井川より西側は、まだ2車線のところが何か所かあって、事業の着手もしていないと。そういう理解で間違いありませんか。

柳原道路整備課長 はい。まだ事業着手しておりません。

大石委員長 ああ、なるほど。そういうことですね。

寺部委員 黒く「整備済(他事業)」って書いてあるけど、これは2車のままで、一応暫定で完了ということなんですかね。

大石委員長 そういうことなんですね。

少しそこは分かりやすくしてもらったほうがいいのかも分からないですね。

勝又交通基盤部理事 すみません。ちょっとよろしいですか。

今の大井川から西の区間という、こちらのほうの説明と委員の先生方のちょっと認識が違ってしまうと、お答えも違うと思うんですけど、今の先生の質問は、大井川から、この図面上の下の部分というご質問でしょうか。この図面でいうと、大井川がありまして、図面でいうと、左側のほうのことでしょうか。この赤の。

寺部委員 とにかく全体が4車なのか、どこが4車で、どこが2車かということが分かればいいと。

柳原道路整備課長 4車を計画しているのは、大井川よりは東側になります。

寺部委員 そうすると、大井川より西側の黒く。

柳原道路整備課長 そこは2車線整備です。

寺部委員 ページをもう少し前に戻していただいて。

その大井川から黒い線で書いてあるところは「整備済(他事業)」と書いてあるけれども、これは暫定2車の状態で。

柳原道路整備課長 はい。暫定2車です。用地は4車で買収しております、暫定2車線で整備をしておるという形になります。

寺部委員 多分大井川までが4車でずっとできていて、そこより南側は2車でできていた状態で、今完了ということで、この事後評価に上がっているんだと思います。

大石委員長 そういうことですね。

私が申し上げたかったのは、その4車線の部分と2車線の部分を分かりやすくしていただけないかということですね。

例えば、黒く「整備済」とあるのも、ここの凡例にあるように、4車線で整備済みのものと2車線で整備済みのものを分けていただけると、より分かりやすかったなということですね。

柳原道路整備課長 はい、分かりました。

寺部委員 もう1個質問いいですか。

調書のところで、事業効果の走行時間の短縮が書いてあるんですが、現道供用前が32分で供用後が23分ということなので、そうすると暫定2車でいいじゃないかということになりませんか。

柳原道路整備課長 断面交通量が2車から4車になりますので、増えた関係で、旅行速度のほうも向上しているのかなと考えております。

寺部委員 私の質問はそうではなくて、現道が、供用前32分で供用後が23分で、走行時間が短縮したということなんですけど、これは4車の部分と2車の部分を走行することでもこれだけ短縮しているということなので、そうすると、この後4車にする意義が弱まるような気がしたんですけど。

柳原道路整備課長 今後の交通量の推移等も勘案しながら検討すべきことかなと思っております。

寺部委員 そうですね。はい。

でも、このバイパスの事業としての効果の発現状況は非常にすばらしいものだと思います。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、久留戸委員。

久留戸委員 今のところなんですけど、暫定2車というのは、将来は4車線にするということで、それはいつまでというのはもう決まっているんですか。

柳原道路整備課長 将来は4車を考えておりますが、現時点において、いつということとはなかなか言えない状況になっております。

久留戸委員 4車線にする工事は、まだいつやるというのも決まってないという理解でいいですか。

柳原道路整備課長 はい、そうです。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、道路事業につきましては以上とさせていただきます、次に河川事業につきまして、ご説明をお願いします。

八木河川海岸整備課長 河川海岸整備課長、八木でございます。引き続きよろしくお願ひいたします

河川海岸整備課が所管いたします事後評価の対象事業でございますが、説明資料といたしまして、（事後）－19ページ以降になります。

上段、対象事業といたしまして、河川改修事業「二級河川太田川（敷地川工区）」を代表箇所として選定してございます。

事業完了から5年が経過するため事後評価を実施するものでございます。

下段に参りまして、実施箇所の位置図です。

赤字で明記いたしました、二級河川太田川（敷地川工区）河川改修事業でございます。

次のページ、20ページに行ってくださいまして、上段「位置図」になります。敷地川の位置図でございます。右側の地図をご覧ください。

敷地川は、県西部を流れる二級河川太田川の一次支川でございます、袋井市北部を源といたしまして、磐田市北部を通過し太田川と合流する、流域面積約23.5平方km、幹川流路延長約15kmの二級河川でございます。

下段、「事業概要」になります。

敷地川におきまして、流下能力が不足していた赤色で着色した箇所、2,600m区間ございますが、こちらを平成14年から平成29年度にかけまして、広域河川改修事業により実施したところでございます。計画事業費11億3,200万円のところで、実績といたしまして11億4,400万円で完了しております。

21ページ上段になります。

「事業概要」でございますが、整備内容についてです。平成13年度に策定いたしました河川整備計画に基づきまして、右岸の引堤による河道拡幅を基本といたしまして、併せて河道拡幅に伴い、新笠梅橋をはじめとして橋梁4橋の架け替え、それから樋門の改修を実施しております。

下段が「改修の状況」となっております。

上段左側の写真でございますが、こちらが改修区間の最上流部の上村橋付近の改修前の写真、右側が改修後の写真となっております。

下段は新笠梅橋から上流を望む写真で、左側が改修前、右側が改修後5年が経過したものととなっております。

いずれも、河道拡幅に伴いまして橋梁の橋脚が撤去できたということに加えまして、河川改修により河川断面が大きく拡大したことが確認できるかと思っております。

河川断面が大きく拡大することによって、大雨、豪雨による河川水位の上昇を抑えるといったことで治水対策のほうを進めております。河川水位が上がりますと、どうしても水害に対するリスクが大きくなるということで、極力河川水位を上げないということで河川改修のほうを進めているところでございます。

次のページに参りまして、22ページの上段になります。

こちらは「過去の浸水被害の状況」です。

敷地川におけます過去の大きな浸水被害ですが、昭和49年7月の七夕豪雨による浸水被害でございます。太田川本川の破堤による浸水被害を含めまして、ピンクで着色した部分が浸水エリアとなっております、また右側の写真にあるように、太田川流域の各所で浸水被害が発生しております。

下段に参りまして、「事業効果の発現状況」です。

事業完了後の令和元年10月の台風19号によりまして、先ほど申し上げた浸水被害のあった昭和49年7月の七夕豪雨とおおむね同規模の降雨が観測されておりますが、流域内で浸水被害が発生しなかったということから、治水効果が発現されているということが確認できるかと思っております。

次に、23ページ上段になります。「自然環境復元への配慮」についてです。

本事業では、河川整備計画に基づき、多自然川づくりによる河川改修を実施した結果、水際部におきましては、植生の繁茂によりまして、水生生物が隠れる場所が創出され、

それから河道の流れによる瀬や淵の創出によりまして水陸移行帯の部分が形成されるなど良好な河川環境が確保されていると考えております。

下段に参りまして、「事業を巡る社会情勢等の変化」でございます。

河川改修により治水安全度が向上したことに加えまして、橋梁を架け替えたことにより、地域交通の利便性の向上にも寄与したということもございます。河川改修区間近傍に大規模な工場の進出も見られております。今後も、新東名高速道路であるとか東名高速道路からの交通アクセスのよさという地理的な条件もございますので、こうした地域の活性化が期待されると考えております。

最後に、24ページになります。本事業に対する「対応方針（案）」についてです。

本事業につきましては、河川改修に伴い、治水効果が十分発現されているということから、改善措置の必要はないと考えております。

今後の対応といたしましては、河川パトロールであるとか、草刈りなどの維持管理など河川管理者として適切な維持管理に努めていくとともに、流域内の関係者とも連携して治水安全度の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの河川事業につきまして、質問、コメントをお願いします。

私から、では1点。22ページの、事業効果が発現されているということで資料がありまして、事業実施前の七夕豪雨のときには被害が発生と。実施後は未発生とあるんですけども、この太田川の本川、その上のほうのページでは、過去の浸水被害状況ということで、事業区間の下流の太田川本川でも破堤箇所があり、浸水しているところがあるんですけども、今回この令和元年では、太田川の本川でも被害はなかったということでしょうか。

八木河川海岸整備課長 はい。太田川水系全体として浸水被害は確認されておられません。

大石委員長 ありがとうございます。

では、そのようにちょっと分かりやすく、この「事後」の22ページの下のほうに「水系全体で被害未発生」と記載いただければと思います。よろしくお願いたします。

八木河川海岸整備課長 はい、ありがとうございます。

大石委員長 そのほか。

久留戸委員、お願いします。

久留戸委員 すみません。あまり河川のほうは分からないんですけど、21ページの下のほうの上村橋のところの左、矢印右の、右のほうは、これは要するに水が少なくなって、その下のところが出てきて、草が右側のほうは育っているみたいな、そんなイメージなんですか。

大石委員長 多分おっしゃりたいことは、21ページの下ページの右上のカラーの改修後の資料で、高水敷のようなものが、特に左岸付近についているということをおっしゃりたい……

久留戸委員 右側のところが草が出ているのは、今までは水面下にあったものが、水面が下がってきて草が生えてきているという、そんなイメージなんですか。——そう、そこです。

それは、今までは水の中に入っていた部分が、水が拡幅工事によって少なくなって、そこが陸みたい感じで、ふだんは、増水するときじゃないときは、そういう状態になっているということですか。

八木河川海岸整備課長 申し訳ありません。表現の仕方として、ちょっと分かりにくく

て申し訳ないんですが、左側の写真が改修前で右側が改修後ということで、ただ、写真を撮影した時期が、やはり水の量が結果として同じかという、ちょっと違っているというのが現状だと思います。

ただ、拡幅したことによって、河川水位が全般的に下がっているというのは、方向としては合っているかと思うんですけども、この2枚の写真を見比べて同じ水の量かと言われると、ちょっと違っているというのが実情だと思います。

久留戸委員 いえ、同じ水の量かじゃなくて、右側の草が生えているところがありますよね。その部分は、左でいうとどこなんですか。もう水の中に入っている部分ですかね。そこですか。

それは何か、そのセメントのブロック的な、もうちょっと左にブロック的ながありますよね。そこは右でいうとどこなんですか。そこら辺なんですか。水色のところにかぶっているということですか。

分かりました。ちょっと目が悪いので、あんまり。分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 あの部分、右側の「河道掘削」と書いて水色で塗ってある部分の堤防を切り取って河道を広げたということになると思います。

久留戸委員 ああ、分かりました。ありがとうございます。すみません。

大石委員長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。

寺部委員、お願いします。

寺部委員 計画高水位は変わるんですか。

八木河川海岸整備課長 計画高水位は変わっておりません。

寺部委員 そうすると、どう考えたらいいのかな。どうしたらいいんだろう。洪水時に水がここまで来るという高さは変わらないんですけど。

大石委員長 計画高水流量は変わってないけれど、高水位も変わってないんですか。

寺部委員 だって、河道を掘削したら、その分容積が大きくなるから。

大石委員長 大きくなるから、水位は下がる方向なのではないかと私は思っていたんです。

八木河川海岸整備課長 要は、河川整備計画に位置づける前の計画流量としては確かに大きくなってしまっていて、河川整備計画に関する目標としては、太田川水系で10年に1回程度の雨を安全に流下させるという計画で整備計画に位置づけておりますので、計画流量としては、整備計画の現況、もとの現況と整備計画断面とは、計画流量は当然変わってまいります。

計画のハイウォーターの水位といたしましては、河道を拡幅して計画流量を大きくする形になりますので、水位としては、高さとしては変わらないということになります。

大石委員長 ありがとうございます。

もともとが基本高水を満たさない計画だったのを、これで広げて計画流量を満たすようにして、水位は同じまま保ったと。そういう考えですよ。

八木河川海岸整備課長 はい。

大石委員長 ありがとうございます。

服部委員、お願いします。

服部委員 今の、10年に1度の大雨というのを予想して、こういう計画ってつくられていると思うんです。5年経って、この台風18、19号のとき、ものすごく雨が降って浸水被害が起きなかったというのは、非常に効果の高い事業だと思っておりますが、このまま行きますと、多分10年に1度の降水量は、1.9倍からもうちょっと増えるというふうに出ていますので、こういったものに対して、今5年目で事後評価。この後は例えばど

ういうふうになっていくのか。あるいは今後の計画に対して、追いかけてみたいになると思うんです。このあたりは、この事業に対してということも含めてですけども、そういう今の計画に対して、どういうふうなんでしょう。見積もっていくとか、計画をつくっていくのかあたりもお聞かせいただけますか。

八木河川海岸整備課長 河川法に基づく法定計画といたしましては、将来像をうたった河川整備基本方針と、こちらの今お示した河川整備計画。この2本立てで河川の計画のほうは計画を立てております。その中で、河川整備基本方針については、まず将来計画として、この太田川の場合は50年に1度の流域の治水安全度を確保するというのが遠い将来の目標として立てております。その内計画として、河川整備計画については、まず10年に1度程度の雨に対応した河川改修を行なっていくというところで河川整備計画は立てております。

この後ですね、昨今国全体としても、やっぱり想定を上回る雨というのが頻発化・激甚化しているということを押さえて、今現在の河川整備計画及び基本方針に位置づけられた、いわゆる計画流量、治水安全度の目標というものがこのままでいいのかといったところは、今全国的な議論の中で、国からもいろいろ意見等言われております。その中で、整備計画もしくは基本方針そのものを、これからそういった豪雨に対応した形でどういうふうに対応していくのかというのをこれから議論していく形になるかと思えます。

あと、この再評価、事後評価については、今回事業完了から5年経っての事後評価になりますので、この再評価、事後評価の中では、一応この評価としては一度完了する形になるかと思いますが、当然河川管理については、引き続き河川管理者としてしっかりやっていくということになりますので、現地でのモニタリング、あるいは浸水被害への対応等はこれからも引き続きやっていくという形になろうかと思えます。

以上です。

服部委員 はい、ありがとうございます。

もう1つ、ハザードマップみたいなものとの連携はされているのでしょうか。これ、今までだと、浸水被害が出るからということで、防災計画とか、あと避難計画に直結してくるお話だと思うんですが、これで5年経って「起きてこなかったよ」というと、地域の皆さんは、もうここはハザードマップから浸水被害は減りましたということでご理解をいただきながら、計画とか、そういったほうとリンクはされているのでしょうか。
八木河川海岸整備課長 ハザードマップについてはですね、太田川水系の改修自体が、先ほど申し上げた10年に1回程度の雨に対応した河川改修の計画になっているところなんですけれども、ハザードマップに関しましては、もっと大きな雨を対象にして、要は、10年に1回に対する改修が完了しても、50年に1度の雨とか、あるいはもっと、100年に1度の雨とかが流域に降れば当然浸水被害が出ますので、そういった想定の外力をハザードマップのほうに反映した形で、治水安全度として本当にまだまだ十分じゃないよということを地域の方々にハザードマップを通じてお知らせしているという状況でございます。

服部委員 はい、分かりました。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。それでは河川事業につきましては以上とさせていただきます、次に、漁港事業の案件につきまして説明をお願いいたします。

石井漁港整備課長 漁港整備課長の石井です。よろしく申し上げます。

それでは、ナンバーの8、妻良漁港海岸で実施しました海岸保全施設整備事業について

で説明いたします。

資料のほうは（事後）－25ページのほうになります。

まず、上段のほうの図面からご覧ください。

妻良漁港は、伊豆半島の南端、南伊豆町の駿河湾に面した県管理の漁港でございます。

下段のほうに移っていただきまして、写真のとおりのところなんですけど、海上交通の要衝としての地理的な重要性から、第4種漁港、いわゆる避難港として位置づけられておりまして、これまでに沖の防波堤などの漁港の施設を整備してきたところでございます。

次のページに行ってください、26ページの上段です。

妻良漁港では、入り江に集落が発達して、その背後には急峻な山が迫り、海岸と間のわずかな平地に人家が密集する伊豆半島の典型的な集落形態となっております。

この中で、静岡県第3次地震被害想定では、津波による浸水被害が想定されておりまして、浸水防護面積は6.3ha、防護人口は359人。津波から背後地を守る海岸保全施設の計画天端高は、図面の写真の上側の子浦地区ではT.P.+6.0m、下側の妻良地区ではT.P.+4.5mとなっております。事業区間は平成9年度から28年度までで、事業費は約10億円となっております。

整備内容としましては、護岸及び陸開の新設と既存の護岸・陸開及び水門の改良。これは嵩上げになります。

下段のほうに行ってくださいまして、次に計画変更の内容について説明します。

計画期間は、用地調査や境界確定が難航したことにより3年延長になりました。全体事業費は、仮設道路が必要になりまして、6,400万円、約6%の増額となっております。27ページの上段に行ってくださいまして、整備効果について説明いたします。

子浦地区では、既存施設の天端高がT.P.+3.5mだったんですが、想定津波高に不足するために、T.P.+6.0mに嵩上げをいたしました。これによりまして5.3haの浸水域が解消されております。

下側に行ってくださいまして、次に妻良地区では、今回T.P.+4.5mの護岸及び陸開2基を新設いたしました。また、もともとあった、高潮の遡上に備えた陸開2基の嵩上げも併せて行なっております。これらによりまして1haの浸水域が解消されております。

28ページの上のほうですけども、「事業の効果の発現状況」についてです。

津波の到達時間が早いという地域特有の課題に対応するために、当事業の完了後、別途事業なんですけど、今回整備した陸開、水門を安全かつ確実に閉鎖させる体制を確立するために、地震計と連動させて、震度5強以上の揺れを感知した際に自動で閉鎖するシステムを構築いたしました。これにより、地域の安全性及び漁港施設利用の利便性が向上しております。

下側に移っていただきまして、次に「社会経済情勢の変化」についてでございます。

当該事業は、第3次被害想定津波対策事業として実施をいたしました。事業期間中、平成23年に東日本大震災が発生し、内閣府による南海トラフ巨大地震モデルが公表され、平成25年に県の第4次地震被害想定が公表されました。4次想定では、レベル1津波に対する必要堤防高さとして、妻良漁港ではT.P.+6.0mが提示され、妻良地区では1.5mの嵩上げが必要という結果になりました。

また、4次想定と併せて、ハード・ソフトの対策を組み合わせた津波対策として、県では「静岡方式」と称し、地域の特性に合わせた津波対策を地域住民とともに検討することにしました。平成26年2月に、南伊豆町の津波対策静岡方式推進検討会を皮切りにいたしまして、延べ11回の検討会及び協議会を経て地元の合意形成を図ってまいりました。

29ページの上側に行っていたら、その結果、平成30年7月12日に、「レベル1津波に対し、嵩上げ等の施設整備は行なわない」「町の津波避難計画に基づくソフト対策を推進する」。そういうことで、この妻良漁港の地区の津波対策の方針を決定いたしました。

29ページの下側に行っていたら、今後の対応方針についてです。

本事業によりまして、3次想定津波に対しては、浸水想定区域6.3haが解消され、被害軽減効果が発現しております。また、地元地区協議会の意見を踏まえ、4次想定の高さが不足する地区のレベル1津波に対する嵩上げ等の施設整備は行なわず、避難計画に基づくソフト対策を推進することから、事業の効果は十分に発現しており、改善の余地は必要ないと考えております。

今後の課題といたしまして、4次想定地震、津波に対し、ハード・ソフトが一体となった防災対策として、避難訓練等、地域の防災活動の継続が必要であると考えております。また、整備した陸閘や水門が地震発生時に確実に閉鎖するよう、長寿命化計画に基づく適切な維持管理を継続することが必要であると考えております。

海と密接な関わりのある漁港海岸では、津波対策施設の未整備箇所がまだ存在しております。地域住民との丁寧な検討を重ね、地域の特色及び地域の意向を踏まえた津波対策の方針を決定した一事例として、今後同種事業の実施時の参考にしていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

ただいま漁港事業について説明がありましたが、ご質問、ご意見等お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、また現地視察や第2回等もあるので、この漁港事業につきましては以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、都市公園事業の案件について説明をお願いします。

伊東公園緑地課長 公園緑地課長の伊東です。よろしく申し上げます。

公園緑地課の対象事業は、事後評価の草薙総合運動場になります。

資料の（事後）－31ページをご覧ください。

下の写真になりますけれども、草薙総合運動場は静岡市内にある県営都市公園です。野球場、体育館、陸上競技場など様々な運動施設を備えており、県中部地域のスポーツの拠点として役割を担っております。また、市街地に立地しているため、公園内のジョギングや散歩など、近隣住民の憩いの場として活発に利用されております。

次ページをご覧ください。「事業目的」になります。

草薙総合運動場は、県内発の総合運動場として、昭和16年に竣工し、昭和38年に都市公園として設置されました。その後、運動施設の追加や施設の充実が進められましたが、老朽化が進み、雨漏りや野球規則への不適合、耐震性の不足など課題が多いことから、硬式野球場、体育館を中心に再整備を実施いたしました。

次に、「事業概要」になります。

平成20年度から29年度の期間で、硬式野球場の改修、屋内運動場、体育館、緑地広場を整備いたしました。全体事業費は約188億になります。地元や別途工事との調整などにより、事業期間は2年延伸いたしました。事業費につきましては、おおむね計画どおり実施できました。

整備に当たりましては、アンケート調査やワークショップを実施いたしまして、公園に対する課題や整備方針につきまして、広く住民の意見を取りまとめ、設計に反映しま

した。ワークショップでは、近隣の7つの自治会に加えまして、静岡県立大学の学生さんや静岡学園幼稚園の関係者などが参加いたしまして、施設の建設位置や規模などの整備内容に加えまして、排水対策、交通対策などの周辺環境につきましても意見を交わしました。

続きまして、硬式野球場は、公認規則を満たすようにグラウンドを拡張したほか、外野スタンドの椅子化、また内野スタンドの耐震補強に併せまして、更衣室やシャワールーム等の諸室を改修しました。

屋外運動場につきましては、野球やソフトボールの練習、フットサルコートが2面取れる50m四方の人工芝フィールドを整備しております。

体育館は建て替えとし、メインフロアでは公式のバスケットコートが4面取れる規模を整備いたしました。

旧体育館跡には憩いの空間や各種スポーツ競技のアップスペースの確保を目的とした約7,000m²の緑地広場を整備しております。

次に、「整備効果」になります。

整備後の平成30年度、令和元年度には目標の80万人を達成し、平成30年度の公園全体の年間利用者数は109万人の利用がありました。しかし、令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響によりまして利用者が減少しております。野球場につきましては、リニューアル前後の10年間のプロ野球の開催実績を比較しますと、年平均試合数が1.62倍、観客数も1.15倍に増加しておりまして、リニューアルの効果が発現しております。体育館の利用につきましても、整備前後5年間の利用者数を比較しますと1.74倍に増加しております。

次に、緑地広場の整備効果です。

スポーツの利用のための運動施設だけではなく、気軽に訪れ利用できる緑地広場を整備しております。広場や緑地等のオープンスペースは、イベント会場や自由な遊び場、散歩や休憩などの憩いの空間として利活用が促進されております。また、緑地広場の芝生は、「屋外で遊ぶ子供の危険性を減らして安心して遊ぶことができる」といった意見も上がっておりまして、安全性の向上も見受けられました。

最後に、対応方針についてご説明いたします。

先ほど事業効果で説明していましたが、再整備後の年間利用者数は目標の80万人を超える109万人の利用がございました。令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響もございましたけれども、この野球場、体育館、緑地広場等、多くの人々に利用されておりますので、効果は確実に発現しております。

今後の課題といたしましては、年間利用者数、利用者満足度を維持していくために、指定管理者と連携を図りたいと思います。

また、同種事業への反映といたしましては、このワークショップにより、地元の住民の意見を聞いておりますので、今後ほかの公園を整備・改修する場合には、今回の手法を参考に、より魅力ある公園づくりを進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

大石委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、都市公園事業につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

1点お伺いしたいんですけども、この野球規則の変更ということが32ページの上段に書かれているんですが、これはいつから変更になったんでしょうか。

伊東公園緑地課長 野球規則につきましては、グラウンドの広さですね。硬式の野球場につきましては、中堅のところ、真ん中のセンターのところ122m、両翼で98mと決められております。これに基づいて、草薙のリニューアルのときに、野球場は、センタ

一のところは122m、両翼につきましては100mに拡充しております。ちょっといつからかということは今存じ上げていないので、申し訳ないんですけども。

大石委員長 そうなんですか。いや、ちょっとお伺いしたかったのは、昔は91mでプロ野球をやっていたように記憶しているところで、野球規則が変更されて何年間かプロ野球ができないようになってから改修が行なわれたのか、そういう期間はなくて、工事でできない期間があったのかといったことを伺いたいなと思ったんですけども。

伊東公園緑地課長 リニューアルのタイミングのときに、野球規則を確認した結果、今言いましたセンターで122、両翼で98ということだったものですから、一般的な野球規則に合わせて造ったと。

ですから、昔ですと、おっしゃるように、もっと狭い球場がございます。プロ野球の、私、ヒアリングしたことがあるんですけども、極端に言えば、狭い球場でもホームランがたくさん出るからいいというご意見もあるんですが、せっかく直すんですしたら、やはり基準に適合したというところで、しっかりと直しました。

以上になります。

大石委員長 そうですか。いや、すみません、くどくて。年試合数が前後10年間の比較ということになっていて、増加しているということをおっしゃっているんですけども、規則が原因でやらない期間が整備前にはあったのかなと思って、お伺いした次第です。

伊東公園緑地課長 この球場が狭い、規則に合致していないからプロ野球をやっていないというのはなくてですね、聞くところによりますと、やはりもともと草薙というのは古いというのがありますし、諸室が非常に狭いんですね。プロ野球が来ても、通常であれば、試合が終わったら少しケータリングサービスを取るとかあるんですけども、ちょっと施設自体があまりきれいじゃなかったと。そのあたりの諸室も含めて、全体的な耐震補強に合わせてリニューアルをしたと。そういうところで、使い勝手がいい、きれいだということでご使っていただけたようになったのかなというふうに理解しております。

以上になります。

大石委員長 分かりました。ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

服部委員、お願いします。

服部委員 維持管理について、ちょっとお聞きしたいんですが、これ、指定管理者さんが管理をしているということなんですが、5年間替わっていないのか、あるいは、この指定管理の公募について、どういうふうに行われているのか、教えてください。

伊東公園緑地課長 お答えいたします。

現在は、東京ドームを中心にして、あと地元の静岡鉄道、そういったところがグループを組んでやっております。以前は、地元の体育協会、そういったところも指定管理者として入って入りました。ですから途中で替わっております。

以上になります。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

よろしいですか。

服部委員 維持管理も、少しコストとか、値上げをしているのかなといったところが気になったので。

大石委員長 そのあたりはいかがですか。維持管理のコストについて、情報を教えていただきたいということなんですけれども。

伊東公園緑地課長 維持管理費用は、正直言ってたくさんかかると思います。それですけども、コロナも含めてなんですけれども、指定管理者、いろいろ努力いたしまして、

当然実施事業でいろんなプログラムをつくって、できるだけ多くの方に参加していただけるというようなこともやっておりますし。

以上になります。

大石委員長 よろしいですかね。ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤(裕)委員 ちょっと個人的な興味なんですけれど、全体事業費がすごくびったり。ちょっとすごいんですけど、こういう案件というのは、ちょっと建築物というか、で、ほかのものは土木なんかだと、土地が突然違った状況になっているのかなんですけど、これほどうまくいく事例だというのが、教訓というか、何かないのかなというのがちょっと思ったんですけども、珍しいことなのか。つまり、非常にモデルになるなと思ったんですけども、そういううまくいった理由というか、そういうのは何かノウハウとしてあるのでしょうかということです。すみません、個人的な興味です。

伊東公園緑地課長 非常に難しいお話ですけども、一般的には、労務費であったり、資材であったり、燃料費であったり、全て上がる傾向にあります。下がるというのはないと思います。

ですから、やはり当時の担当者は、事業期間も7～8年、実際は2年延びておりますけれども、そのあたりも恐らく見越して、デフレだとか、年0.4%上がるとか何とか、そういうのも多分考えた上での全体事業費で出したのかなというふうに思っております。

以上になります。

加藤(裕)委員 すみません。ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

寺部委員 地質は関係ないですよね。

大石委員長 地質は関係しなかったんでしょうね。もともと同じようなものがあつたところをやっているの。

加藤(裕)委員 建築物だけだと予測しやすいというか。地面の下を掘ってないから。

大石委員長 そのほか、よろしいですかね。

それでは、都市公園事業につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

次に、農地保全事業につきまして、説明をお願いします。

好田農地保全課長 農地保全課長の好田です。引き続きよろしくお願いたします。

農地保全課が所管している事業は、資料3の番号2、農村整備事業であります「地域用水環境整備事業 新エネ大井川右岸」の1件でございます。「事業効果を発現しており改善措置の必要はない」という対応方針案にて検討して、委員会にお諮りするものでございます。

それでは、代表事業説明資料の事後評価1ページをご覧ください。

下段の事業概要です。

本事業の小水力発電整備は、農業用水利施設の未開発の包蔵水力エネルギーを活用した施設整備を行うものです。再生可能エネルギーは、持続可能な社会を構築する上で重要な役割を担うことから、農業用水を活用した小水力発電の導入が期待されております。一方、農業用水利施設を管理する土地改良区では、施設の適切な機能を確保するための維持管理費の増加が見込まれることから、負担金軽減が課題となっており、持続可能な組織運営体制とするため強化が必要であります。

このため、本事業では、落差と流量に恵まれ、経済性の観点から導入できる適地があり、かつ農業水利施設の維持管理費に売電収益を充当することが見込まれる箇所を対象

としております。

本地区では、落差工のエネルギーを活用して発電施設の整備を行ない、売電収益を大井川右岸土地改良区の管理する農業用水利施設の維持管理費の一部に充当することで、増加が見込まれる維持管理費の軽減を図ります。

掛川市伊達方と菊川市西方の2か所に発電施設を整備しました。

2ページをご覧ください。上段です。施設の概要です。

西方発電所と伊達方発電所の両施設ともに、既設農業用水路の落差を活用した同様な構造となっております。また、水車は、季別に変動する流量に対応するため、出力の異なる2台を設置し、効率よく発電を行なっております。

下段です。水車についてご説明します。

農業用水の水利権水量は期別で定められており、その水量の内数で使用水量と発電形式の検討を行ない、水車機器は水中タービン水車を採用しております。水中タービン水車は、コンパクトで発電効率が高い特徴がございます。

3ページをご覧ください。「施設利用状況や被害軽減効果等」です。

平成27年度に完了する計画でしたが、発電施設の基礎工事や仮設工事の設計変更に時間を要したことから、1年延長し平成28年度に完了しました。経済性評価につきましては、発電原価、いわゆる工事コストに対し、売電単価、いわゆる売電収入が1.0以上となることで売電収益が得られます。この売電収益を土地改良区の維持管理費に充当できることが事業実施の要件となります。売電単価と発電原価の実績より、経済性評価は1.73となりました。

なお、計画時と比べ経済性評価が0.75ポイント低下している理由は、ごみの除去等にかかる運転停止などにより、稼働日数が想定より確保できなかったためなどです。

下段です。「事業の効果の発現状況」です。

経済性評価は、発電開始から20年間分の収支を指標とし、売電収入のうち、小水力発電の維持管理や減価償却等にかかる支出を除き、売電収益が得られることです。

大井川右岸土地改良区は、水路125km、調整池7か所、頭首工1か所、発電所2か所の施設を管理しております。これらの施設の維持管理費に売電収益を充当することで、施設の適切な機能を確保するための補修・修繕の強化に対応することが可能となります。直近3か年の維持管理費の平均は約8,200万円で、そのうち売電収益からの充当が約2,200万円あり、全体の26.7%の充当により、維持管理費全体の強化が図られております。

なお、本事業は、売電収益が維持管理費を上回る場合は、その差額を国庫に納付する規定となっております。

4ページをご覧ください。

カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギーの社会基盤としての効果です。本地区の発電量は、CO₂排出削減量として、杉林約92ha分の森林が吸収するCO₂に相当し、約830tの削減量となります。

下段です。

事業により整備された発電施設は、大井川右岸土地改良区により適正に管理されております。

「事業実施による環境の変化」についてのうち、大井川右岸土地改良区による農業用水利施設の維持管理の状況です。

売電収益の充当により、11基ある除塵機の計画的な更新や水路の維持補修が実施できるようになりました。

5ページをご覧ください。次に、「農業用水の安定供給」です。

農業水利施設の未開発の包蔵水力エネルギーを有効に活用し、再生可能エネルギーの導入促進と併せ、売電収益により施設の維持管理が図られ、農業用水利施設の適正な維持管理により農業用水が安定供給されております。

本地区の農業は、稲作を中心とした複合経営が営まれております。イチゴ、レタス等の多様な高収益作物も導入しており、菊川市においては、野菜の農業生産額が平成27年度に比べ、令和2年度は約12%増加しております。

下段です。「農村生活環境変化」です。

土地改良区は、再生可能エネルギーの普及啓発にも取り組み、小中学校や地元企業の見学受入れ等、地域教育、企業研修にも積極的に協力しています。

6ページをご覧ください。「社会経済情勢等の変化」についてご説明します。

地球規模の環境問題の深刻化等により、脱炭素社会の形成が求められており、本地区では、再生可能エネルギーを創出し、地球温暖化防止への貢献を図るとともに、農業用水や農業水利施設等の地域資源を次代に継承しております。年間1,300MWhの発電は約400世帯分の年間消費電力に相当します。また、発電された電力は地域の新電力会社に販売され、県内の事業所や施設等に供給されております。

現在、農林水産省では、化石燃料に頼らない新しいスタイルの農業として、農業用の電力を地産地消する実証研究が行なわれておりまして、将来的には、地区内のハウス栽培や電動農機具、電気軽トラック等への電力活用による営農基盤の確保にも展開できると考えます。

下段です。「対応方針（案）」でございます。

評価の結果、再生可能エネルギーの導入や、大井川右岸土地改良区が管理する農業用水利施設の適切な維持管理が図られていることから、事業目的の効果が発現されており、改善措置の必要はないと判断します。

「今後の課題等」につきましては、効果維持のため、発電設備の定期点検を確実に行的いたします。また、水車羽車へのごみの付着を軽減することにより発電効率が向上することから、引き続き上流部で除塵を行なってまいります。

同種事業への反映につきましては、経済性評価が得られる箇所、農業用水利施設を活用した再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、農業用水の特性から、水車機器の選定には、ライフサイクルコストや発電効率等について十分な検討をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの農地保全事業につきましてのご質問、ご意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いします。

加藤（亮）委員 ありがとうございます。タービンの水車の償却期間というのは大体何年ぐらいになるんですか。10年とか20年とかになるんでしょうか。

好田農地保全課長 20年で検討しています。

加藤（亮）委員 今現在は、故障というか、摩耗みたいなものというのは、あまり問題にならないんですかね。5年ぐらいの稼働実績ですと。

好田農地保全課長 点検は、3種類のA点検、B点検、C点検とありますが、A、A、B、A、A、Cと点検していきまして、B点検とかC点検になると分解して中の部品を交換したりしますので、そういった対応で機器の適正な維持管理を図っているという状況でございます。

加藤（亮）委員 水質というか、水に土砂の混入とかが相当多いと、ごみとかが多いと、水車とか羽根車の摩耗が随分激しいというふうには伺っているんですけど、その点は、

この地域では、水のほうの問題、水質の問題というのは、あまり問題にならないんでしょうか。

好田農地保全課長 川から取水していますので、多少濁り水とかはきますけれども、ある程度のごみであれば、水車のプロペラで、ごみを砕いたりするというような、そんな特徴を持った水車でございますので、今のところそういった影響はないというふうに聞いています。

加藤（亮）委員 ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、服部委員、お願いします。

服部委員 これ、F I Tですよ。F I T後の活用というか、所有はどこになるんですか。

好田農地保全課長 施設につきましては、大井川右岸土地改良区に県から譲与してまして、改良区が管理しております。

服部委員 既に譲渡されている？

好田農地保全課長 そうです。完成して、譲与して、発電事業者は土地改良区になっています。

服部委員 分かりました。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、以上で農地保全事業についての議論は終了とさせていただきます、次に森林保全事業につきまして、説明をお願いいたします。

大川井森林保全課長 森林保全課の大川井です。よろしく申し上げます。

調書番号3番、「治山事業（防災林造成事業）磐田市大中瀬地区」について説明します。

資料は（事後）7ページをご覧ください。

下段ですけれども、まず「事業の目的・必要性／事業概要」について説明します。

遠州灘沿岸には約70kmにわたり海岸防災林が広がっており、風害、飛砂の害、潮害等から、背後にある人家、県道、事業所等の保全対象を保護する役割があります。

本事業地である磐田市大中瀬地区は、赤丸で示した箇所であります。

8ページ上段をご覧ください。事業概要を断面図で説明します。

赤く図示したところが事業箇所です。事業実施前の本区域は、土堤が設置され、その表面にクロマツが植栽されていました。しかし、平成23年の台風の波浪により侵食を受ける被害が発生しました。本事業では、防潮施設の整備により、海岸防災林の流出を防ぎ、生育基盤を保護することを目的としています。

下段です。

本事業の内容は、防潮工の新設が延長320m、根固工の新設が延長330mです。事業期間は平成23年度から28年度までの6年間。事業費は6億2,300万円です。事業区域は図に赤く示した区間となります。

次、9ページの上段です。詳細断面図です。

当該地区は年々海岸侵食が進み、砂浜の消失が進んでいるため、コンクリート製の防潮工を施工しました。また波浪による防潮堤基礎部の洗掘防止を図るため、防潮工前面に根固工を設置しました。

下段です。続いて被害軽減効果等について説明します。

事業費は、事業着手時と比べ55%増加しております。事業期間は1年延長しました。

被害軽減効果としては、事業実施により、被災するおそれのある海岸防災林の延長が320mから0mに減少し、潮害軽減効果及び海岸侵食防止効果を維持しています。

事業費及び事業期間の増についての主な理由は、1つ目は、事業着手後の平成25年の台風により、事業区域の隣接区間の土堤が被災したため、その区域を事業区域に追加したことによるものです。2つ目は、事業開始後に仮設方法を見直した結果、当初になかった工事用道路工を追加したため経費が増加したものです。

次に、10ページの上段をご覧ください。続いて「事業の効果の発現状況」について説明します。

平成29年3月の事業完了時の写真です。異形ブロックが積み上げられているのが根固工、右側が防潮工になります。

下段です。

事業完了5年後、今年4月の状況です。事業実施後、台風等に伴う度重なる波浪においても事業区域における海岸防災林の侵食は見られず、海岸防災林の生育基盤を保護する機能を発揮しています。

続いて、事業により整備された施設の管理状況についてですが、県職員によるパトロール等により、施設に異常がないか定期的に点検を行っております。

次に、11ページの上段です。「事業実施による環境の変化」です。

防潮工の施工により背面の生育基盤を安定させた結果として、背面における海岸防災林「森の防潮堤」の整備が進んでおり、その基礎として効果を発揮しています。今後、植栽木が成長し、海岸防災林の十分な機能発揮が期待されます。

続きまして、下段です。「社会経済情勢等の変化」についてです。

本施工地は、飛砂防備及び潮害防備保安林に指定されており、海岸防災林の背面には保全対象である県道、事業所、ゴルフ場があります。県道浜松御前崎自転車道線は、令和3年度にナショナルサイクルルートに指定されるなど、近年サイクリングスポットとして観光面での注目度が高くなっています。本事業による防潮施設の整備により、海岸防災林の持つ飛砂防備及び潮害防備機能を発揮させることにより保全対象の保全が図られています。

12ページの上段をご覧ください。

また、近年異常気象による波浪等が頻繁に発生していることから、防潮施設及び海岸防災林の機能発揮はさらに重要度が増しています。また、平成23年3月11日の東日本大震災以後は、津波に対する防災意識が高まる中で、多重防御の一翼を担う海岸防災林の機能強化も期待されています。これを受け、県としては、津波対策の一環として、平成26年度から「ふじのくに森の防潮堤づくり」を推進しています。

次に、下段です。「対応方針（案）」です。

「評価結果」としては、事業効果は発現しており、改善措置の必要はないと考えております。

「今後の課題と対応」としては、近年の異常気象や地球温暖化等により大型の台風の発生が多くなり、異常波浪による侵食等が懸念されることから、定期的に施設に異常がないか点検し、必要な補修を実施していきます。その一方で、防潮堤の天端を散策等で利用される県民も増えており、平時は県民の憩いの場として利用が進んでいます。また、今後は地域の観光資源としての利用も考えられるため、関係機関に対し、施設の機能に影響がないことを確保しつつ、利用を促進していく必要があります。

「同種事業への反映等」については、海岸防災林の侵食が危惧される同様の事例において、防潮工と根固工を併せて施工した本工法を採用し、効果的な治山事業の執行に努めていきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの森林保全事業について、ご質問、ご意見を願いたします。

私から1点。この(事後)－12ページの上段の『「ふじのくに森の防潮堤づくり」の推進』とあるところですが、このイメージ図は何となく分かるんですが、今回はこういうことをしたわけではないわけですね。

大川井森林保全課長 はい。今回は、絵でいきますと、(事後)－8ページの上段を見ていただきたいのですが、今回施工したところは、この赤く「○」で示したところ。もともと土でできた防潮堤だったんですが、それをコンクリートの、(事後)－10ページの上段にある写真ですね。この防潮工を施工したというのが今回の事業になります。

大石委員長 ということは、この12ページのところでいうと、左側の「L1」と指している先をコンクリートで行なったというイメージだと理解してよろしいでしょうか。

大川井森林保全課長 はい、そのとおりです。

大石委員長 ありがとうございます。

このイメージ図にあるような、防災林の嵩上げ、それから防災林の再整備を行なった事例というのは、そのほかにあるものなんですか。

大川井森林保全課長 はい。今、この「ふじのくに森の防潮堤づくり」につきましては、東日本大震災以降ですね、遠州灘海岸、御前崎、あと袋井、掛川、そしてこの磐田。この市町に、このような形で津波対策の機運が高まりまして、市町と連携して「ふじのくに森の防潮堤づくり」を進めております。

大石委員長 すみません。質問は「実績箇所があるか」ということなんですが。今やろうとしているのか、既に何か所かこういったことがあるか。

大川井森林保全課長 既に今説明した市町で実績があります。

大石委員長 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

そのほかに、ご意見等ございますでしょうか。

寺部委員、願いたします。

寺部委員 300mで6年間って、ちょっと長いなという気がするんです。それと事業費が、300mで6億円でですから、1mのコンクリートを張るのに200万円ということなんですけど、ちょっと費用と時間がかかっているかなという気がするんですけど、その辺はどんなふう。僕、ちょっとこの手のはよく分からないので、その辺を教えてください。

大川井森林保全課長 そうですね。まず経費につきましては、通常、やはり防潮工をコンクリートで造ることと、根固工を、前に異形ブロックを積んで侵食防止を図ることとで、通常このぐらいの、メーター単価にしても経費がかかります。あと、施工期間につきましては、ちょっと予算のつき方であるとか配分にもよるんですが、これぐらいの期間がかかったということでございます。

寺部委員 もう1点は、この絵で見ると、非常に一部分だけ直しているかのように見えるんですが、防潮林自体は非常に長く延長があるんですね。そうすると、今回の事業によって、その300何mが0mになったというのはそのとおりだと思うんですけど、全体このエリアの海岸防災林というのはどれくらいあって、そのうちどれくらい安全なものになっているかという、そういう分かりやすい説明というのはないですか。

大川井森林保全課長 すみません。今ちょっとここでお示しできるデータを持っていないので申し訳ありませんが、過去から、西側から海岸侵食が進んでいる状況になります。実際、今回この施工した区間の西側についても防潮堤が被災して直している実績がございます。ここから東側につきましては、前浜がまだ大分残っているものから、そこまでの状況にはなっていない状況です。

寺部委員 なるほど。はい、分かりました。ありがとうございます。

大石委員長 ありがとうございます。

そのほか、質問、コメント等ございますでしょうか。

今の寺部委員のお話との関連なんですけれども、前浜がまだ残っているというふうにおっしゃられて、西側は減ってきているというのは、やっぱり天竜川からの給砂が足りないということだと一義的には思って間違いないですか。

大川井森林保全課長 はい。天竜川からの給砂の減少というものは1つの要因だと思っています。

大石委員長 では、そのあたりが国の施策で改善されれば、また増えてくるかも分からないけれども、それはかなり、静岡海岸などを見ると、時間もかかるようなことですね。——はい、分かりました。

そのほか、よろしいですかね。

では、森林保全事業につきましては以上とさせていただきます。

以上で事後評価の代表箇所6事業の審議が終了しました。

最後に、事務局から、今後の予定について報告をお願いいたします。

北堀建設政策課長 今後のスケジュールについてご説明いたします。クリップどめの資料をご覧ください。

5ページ、「令和4年度 静岡県事業評価監視委員会スケジュール」でございます。

本日の第1回委員会では、本年度の再評価、事後評価の対象事業についてご審議いただきました。

次回、第2回委員会は11月15日に開催予定となっております。本日の審議を踏まえまして意見書の取りまとめをお願いしたいというふうにご審議しております。詳細につきましては後日改めてご連絡させていただきます。

また、10月21日になりますが、本日説明した事業の中から数か所選定し、現地調査を行なう予定でございますので、そちらのほうもよろしく願いたします。

最後になりますが、本日審議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、発言者のお名前を伏して県ホームページに公表させていただきますので、よろしく願いたします。

事務局からは以上でございます。

大石委員長 はい、ありがとうございます。

これで議事は全て終了いたしました。では事務局にマイクをお返しいたします。

北堀建設政策課長 本日は、長時間にわたりましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第1回静岡県事業評価監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時54分閉会